

委員会議事録

1 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第51号 光市財産価格審議会条例の一部を改正する条例

説 明：森重財政課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

公社が持っていた財産を市に移行したわけですが、そのときの財産価格審議会というのは開いちゃったんですか。

○森重財政課長

公社につきましては、清算中でございますので、まだ財産はそのままでございます。以上でございます。

○河村委員

それじゃあ、公社が持ちよる財産ちゅうのは、これでいくと財産審議会を通過しないと、こういう話になりますので、しっかり審議をしていただいたら。合わんかいね。要は、宙に浮いた状態の財産を移行するわけですが、そのときにしっかり適正価格で移行するというのは当たり前じゃないんかいね。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第42号 平成29年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：森重財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲山委員

市役所の玄関前に爽やかなポスターが張られまして、市役所ウエディングというのが、今、私の周りでも結構話題になっております。フェイスブックのほうでも何人かが取り上げて、情報を皆さんで拡散してくれているというような状況がありますけれども、余り、私、詳細のほう、余り詳しくまだ調べてないんですけれども、そのあたりと、あとあれから、発表してから1週間少々たちましたでしょうかね。反響のほうはどんなものか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけど。

○岡村企画調整課長

庁舎の玄関前に掲示しております「まちぐるみ市民Wedding」の件についてお尋ねをいただきました。

今年度、市のほうで移住に関する情報を総合的に網羅した移住促進パンフレットの作成をするということで、今年度、委託料50万円を予算として上げております。現在、その作成作業をしているところなんですけど、このまちぐるみ市役所Weddingは、このパンフレットの策定に当たりまして、受託者、光市おせっかいプロジェクトチームという市民団体に委託をしたわけなんですけれども、こちらのほうに対しまして、パンフの素材として活用することなどを目的として、作成過程における市民参加型のイベントの企画提案を求めたところがございます。その結果、庁舎を活用したこのまちぐるみ結婚式について、チームのほうからご提案をいただきました。

この提案について、内部で検討した結果、この結婚式の様子をパンフに取り入れることによりまして、本市の子育てのしやすさ、あるいはまちの優しさ、こういったものを効果的に表現できるのではないかと、それから、なおかつパンフにインパクトも加えることができるのではないかと、こうしたふうに思いまして、このイベントを実行に移すことにしたものでございます。

具体的には、この本庁舎1階ロビーを中心に8月9日の昼休み時間に、式を開催したいと思っております。、12時から13時までの間の20分程度を予定しております。

内容としては、新郎新婦による誓いの言葉、宣誓書への署名、ブーケトス、こういったものを考えております。

それから、現在、8月9日の式当日に婚姻届を提出する方あるいは本年1月1日から式前日までに婚姻届を提出される方、こういった方々を対象に、今、募集を行っております。その反響状況でございますが、現在までにまだ申し込みは受けておりません。ただ、これまでに数件の問い合わせもいただいております。また、仰せのように、フェイスブック等での反応も高いというふうに認識しておりますので、引き続き、こういった事業のPRに努めて、ぜひとも手を挙げていただけるように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。これ、申し込みが複数あった場合には、複数式を挙げること

になるんですか。

○岡村企画調整課長

申し込みが多数の場合は抽せんということで、1組のみの式とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。わかりました。

何かこう、かなりインパクトが、市民というか、反響にあるように思いますので、有効に利用してというか、パンフレットなんかもいいものになればいいなと思いますので、そちらのほう期待しております。

あと、もう一件、よろしいでしょうか。続いて。同じく、移住促進の取り組みとしてですけれども、ちょっと私のほうは行けませんが、東京のほうであるふるさと光の会にあわせて、移住相談会H I K A R i s mというのも開催ということをお伺いしておりますが、こちらのほうも迫ってきている状況だと思うんですけれども、どんな状況か。インターネットを活用してというようなことも書いてあったんですけども、具体的な内容と期待している効果みたいのところ、向こうのほうでどの程度、こう反響というか、応募があるかというあたりについてお伺いできればと思います。

○岡村企画調整課長

ただいま、ふるさと光の会と連携した相談、移住相談事業についてお尋ねをいただきました。

この事業は、ふるさと光の会、つまり関東在住の光市出身者によって構成されております会でございますが、そちらのほうと連携して移住相談会を、光市独自の移住相談会を、初めての試みとなりますが、東京都内で開催をしようとするものでございまして、この7月1日に実施をいたしますふるさと光の会総会交流会にあわせまして、同じ会場内で、県のほうが移住相談の場として都内に開設しております、やまぐち暮らし東京支援センターなどの協力もいただきながら、いろんな相談を受けようというふうに考えております。

具体的には、今少し触れていただきましたけど、相談会の会場と光市をインターネットで結びまして、実際に光市に移住された方々と相談に来られた方が、いろんな意見交換をしたり、移住後の生活に関する不安、こういったものの相談とかを行っていただくようなことをイメージしております。

8人を定員といたしまして、今、事前申し込み制によりまして、参加者の募集も行っております。

現在までに、6人ぐらいの方がお申し込みをいただいております。これまで市が首都圏で実施いたしました移住フェアにお越しいただいた方とか、県のこのやまぐち暮らし東京支援センターのほうに相談に来られた方とか、そういった方々が中心でございます。

相談会が終了した後は、ふるさと光の会の交流会にも参加していただくなど、ふるさ

と光の会との交流も深めていただければというふうに思っているところでございます。
以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。こちらとテレビ会議じゃないけれども、そういう感じで会話できるというような状況をつくられるということですよ。わかりました。とても効果があるだろうと思いますし、私も移住者ですけども、移住者の人たちが、おおむね、恐らく光に移住してきた人は満足している人が多いと思います。恐らく、生の言葉が交わせるというのは大変効果が大きいと思いますので、期待しております。ありがとうございました。

○河村委員

給食センターのあの跡地が売れたという話を聞いたんですが、（発言する者あり）あ、どこ、教育。（発言する者あり）そう、はい。

それでは、さっきの審議会の中に、貸付料が50万円以下のものという話があって、50万円以上のはこの管理になってええのかな。そうすると、今の駅前のあの駐車場、それから島田市の駐車場ぐらいかな、今、該当するようなところは、それは、要は、決め方、賃料の決め方をちょっと教えてもらっていいです。どこの所管。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○森重財政課長

先ほどのお問い合わせの件でございます。

島田市の駐車場につきましては、これは現在、普通財産として政策企画部で管理をしておる財産でございます。

賃料の決め方につきましては、現在1台幾らということで決めておるところでございます。1台幾らということを決めまして、それに台数を掛けたものが賃料ということで、いただいているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

いやいや、その、1台何ぼというその決め方の、要はどうやって出したのかという、それで、しかもその、さっきの価格審議会でいくと、それが適正料金かどうかというのにもかかっちゃうことやろう。だから、その中身について言うてくれたらええの。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○森重財政課長

先ほどの御質問についてお答え申し上げます。

まず、1台当たりの賃料の決め方ということでございますが、これは、近傍の駐車場の料金を参考に、当時決定をしているものでございます。

それと、この件につきまして、財産価格審議会にかけているかどうかということが、今現在、ちょっと古いものでございますので、調査し切れておりません。

ちなみに、最近の貸付料の財産価格審議会での審議の状況を申し上げますと、平成23年度になりますが、旧周南コンピューターカレッジ、この貸し付けについて、財産価格審議会において審議をしていただいておりますのでございます。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。よく調べておいていただいたらと思うのと、もう雑入で、今の駅前の駐車料金等、相当年数が経ってるんで、ちゃんとそういった空地の管理を条例化して、適正に納めることが大事だと思いますので、要望にしておきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○森重委員

ちょっと2点ほどお聞きいたします。

企画のその他事項ということで、まずは、済みません。先ほどからもちょっとございましたけども、定住移住対策の、これを具現化する事業としてさまざまな事業が行われているわけですけども、結婚生活の支援事業に関しまして、ちょっとこれは最近の、まだ、4月から30年3月31日までが対象になりますから、まだちょっと早いかないとも思いますけども、どのような状況か、受付状況等がどのような動きがあるかということ、ちょっとお聞きしてみたいと思います。まず1点。

○岡村企画調整課長

結婚生活支援事業でございますが、6月1日より受付を開始いたしまして、市のホームページあるいは市広報の6月10号等でお知らせをして、今現在、相談や申請をお受けしているところでございます。

今現在の状況でございますが、数件のお問い合わせをいただいております、いろいろ相談を行う中で、既に具体的な申請手続に入られた方もいらっしゃいます。まだ、正式な交付決定等に至ってはおりませんが、今現在、そういった状況でございます。

以上でございます。

○森重委員

相談、申請、そういうものがあるということで、15世帯でしたかね、全てで。こういう移住定住対策ということで、地方創生は、計画つくりましたけども、やはりそれで終わったわけじゃなくて、このような一つ一つの事業が着実に成果につながりますように、ぜひこのあたり注視して、よろしく願いしたいと思います。

それともう一点ですけど、広報ですね、全国広報コンクールに入選されました。この広報を、今度宮崎市で表彰式があるということをやっと記事で見ましたけど、この広報の、私たちはよくわかりませんが、評価基準といいますか、何がどのように評価されて、これが県内で入賞という運びになったのか、また、今回の受賞、評価されたということを受けて、どのように分析されるというか、そのあたりをやっとお聞きしてみます。

○小野広報統計課長

このたびの受賞につきましては、日本広報協会の情報誌に講評が掲載されております。それで、3名の審査員からは、いずれも市民特派員レポート、コミュニティ・スクールの特集でございましたが、これについて好評価をいただいております。

具体的な評価の内容というのは、このコミュニティ・スクールの特集で、初めてその存在を知った市民もいるのではないかと、見開き単位で小テーマを設けるなど、わかりやすい紙面展開になっており、2色の色使いも適切と言える。また、文字の大きさや平易な文章、学校、地域、保護者、子供の声と立体的な構成がよい。さらには、本市のコミュニティ・スクールの存在、活動そのものが全国的にも注目に値するというような評価をいただきました。

これに関しての分析というか、近年、地方自治体では、広報紙の作成を外部に委託するようなどころがあるんですけども、私どもは職員が自ら取材、編集までの、一連の作業をやっておりますので、そういったところが、評価されたかどうかはわかりませんが、変に雑誌のようにならずに、親しみやすい広報紙となるよう、今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○森重委員

ありがとうございます。最近の紙面見ましても、結構、市民の子供から大人から、地域で活躍される、市民の皆さんが、多くやっぱり紙面に出ているというふうな感じで、そのあたりもよかったのかなというふうに思いますけど。

今、評価対象をやっとお聞きしましたけど、紙面づくりのノウハウとかもあるんですけど、やはり伝わってくるまちづくりというか、そういうものも大きかったんじゃないかなというふうに思います。コミュニティ・スクール、市民特派員、いろいろ記事とかですね、これはやはり外からの評価、その雑誌を見て、光市のまちがどのようなまちかという、そのイメージを膨らませたときに、そういうものが見えてくるという部分の評価も多分に大きかったと思いますので、シティセールスとして今後、そういう、取り上げたもの、また市民のいろんな活躍が紙面から感じられるものというふうなものが、今後の光市のまちづくりに生かされていくようにしていただきたいというふうに思います。

これも、地方創生の中で、光市の強みの一部分としてぜひ捉えていただいて、ますますの紙面づくり、お願いしたいと思います。

何か最近は、ちょっと、私はいつも見るんですが、今一面にいろいろ、子供の医療費の助成、大きなインパクトのある、そういう記事をばっと載せられたり等もしているんですけど、字体がやっぱりちよつとこう、多いというか、小さいというか、たくさんというふうな感じはしますけど、いろんな策を練られての挑戦だと思imasuので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○田中委員

市有地活用型の定住支援事業についてお聞きしたいと思います。

これ、随時売り払いについて、移住者について支援するという事業だったかと思いますが、そのあたりでもう一度説明と状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○森重財政課長

市有地活用型定住支援事業につきましては、光市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、本市への移住定住を支援することを目的に、平成28年度に創設した事業でございます。

事業の概要を申し上げますと、本市への移住希望者が市が指定する市有地、これは随時売り払い分の市有地でございますが、これを購入し、住宅を建築した場合、入居1年後に定住支援金として50万円を交付するというものでございます。

この事業についての状況でございます。

本事業は、今申し上げましたように、市有地の購入が前提となる事業でございますことから、これまで対象となる方がおられない状況でございましたが、先日、市外の方から購入の申し込みをいただいたところでございます。したがって、現時点では、あくまで事業対象の予定者ということではございますけれども、今後、土地の売買契約、住宅建築、入居等要件が整えば、初の事業対象者となる見込みでございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。まち・ひと・しごとから始めてまだ1年ぐらいなので、1件反響があるということで、新しい取り組みがようやく知られて成果が出てくるところじゃないかと思imasuが。

その中で、済みません。さっきの市有地随時売り払いについて、少し、あわせてお聞きしたいんですが、9件、物件数あったかと思うんですが、これの売り払い状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○森重財政課長

随時売り払い分の土地でございますが、これは8件ほど年度当初にございました。これのその後の状況でございますが、売却が1件ございます。それと購入申し込み済み、今申し上げました、市有地活用型定住支援事業の関係で申し込みをいただいた方がおら

れます。申し込み済みが1件。それと売却に向けまして、今、交渉させていただいている案件が1件ございます。

以上でございます。

○田中委員

済みません。物件番号見て、9番と間違えて9件かと思ったら、1件、8番がなかったもので8件で、失礼しました。

これも売り払いが進んでいるということで、市の財産処分につながって、いいことなので、ぜひぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

それで、その中で土地が、これ、所在地までお聞きしてもいいんですか、出ているんですが、ちなみに、売れた土地がどこの土地なのかをお聞きしてもよろしいですか。

○森重財政課長

売却できましたのは、虹ヶ浜2丁目の土地でございます。

以上です。

○田中委員

わかりました。それで、虹ヶ浜の土地が売れたということで、ちょっと一般質問の絡みで、ちょっと所管外にはなるんですけど、病院の土地が虹ヶ浜にあるということで、その売却を積極的にしてほしいというお話もしたんですが、そういった部分で、病院がやるとなると、なかなかこう売りにくい部分、そしてまた市民とか市外者に対して目につきにくい部分があると思うんですが、こういったところで、一緒になって行っていくというものができるものかどうなのか、お聞かせいただけたらと思います。

○森重財政課長

病院の土地といいますのは、あくまで病院の事業資産でございますので、それについてお答えする立場にございません。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。なかなかこの辺は新しい取り組みになるのかと思いますが、ぜひ、その辺、連携というか、一度お話をして、早く、持っていればやっぱり草刈りとかの管理費もかかりますので、一緒になって考えていただけたらと思いますので、そのあたりをよろしく願いいたします。

以上です。

○河村委員

広報の配布手数料について宿題にしちゃったんじゃないけど、もうそろそろいいかな。広報の配布手数料の根拠。

○小野広報統計課長

現在、発行回数の見直し等を検討している段階でございます、その中であわせて配布手数料についても整理をしていきたいと考えております。

以上です。

○河村委員

それは発行回数は発行回数で、要は、今現在の配布手数料85円という、払いよるわけじゃから、その払いよるものについての根拠を出すというのはもう当たり前の話なんで、早目に根拠を示してほしいと思います。

今さっきの、ちょっと人の質問とっちゃいけんのやけど、病院から普通財産に移すと、こういうわけにはいかないので、普通のこの部内とは全く違う、条件がね。で、いや、ただやれというんかというふうに言われると困るけれども、もうちょっと柔軟に、結構病院は、以前財産を処分しようかと言うたときも、思うた以上にたくさん財産あったんでね。今の事務方は移転で頭がもういっぱいじゃろうから、だいしょうはやっぱりてごしちゃらんといけんと思いますよ。で、まあ、ここのも売れんのんじゃけえ、それは難しいかもわからんけどね。まあ、要望だけにしちよきますので。済みません。

終わりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第49号 光市税条例等の一部を改正する条例

説 明：杉本税務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案50号 光市都市計画税条例の一部を改正する条例

説 明：杉本税務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第42号 平成29年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：縄田地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑：

○中本委員

ゾーン30ということで、生活道路における歩行者等の安全な（発言する者あり）済み
ません、ちょっと間違えました。取り消し。（発言する者あり）

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第43号 平成29年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：田村市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑：

○森重委員

済みません、1点だけ、ちょっとお聞きをいたします。

今回、基金の積み立てでございますけども、2億8,000万円で、29年度末の積立金は5億2,000万円というふうに今お答えでしたけども、今後、平成30年からの国保の広域化に県で一本化されるわけですけど、事務が。そのときに、この光市の積立金は、市の国保財源として使われるのか、そして、その財源の使われた方といいますか、それはどのようなことで使われるのか。ちょっと県に一本化されたときの事務事業の形がよくわからないので、そのあたりをちょっと参考までにお聞きいたします。

○田村市民部次長兼市民課長

基金でございますが、これはあくまでも市の基金ということで、市が留保しておるものでございます。

使い道というお話が今出たわけでございますが、平成30年度以降、県から事業費納付金が示され、それを納めるための税率設定行うわけでございますが、収納率が下がったとか、そういう形の中で保険税だけでは納入できない場合、そういう場合に基金を活用する。また、保険税の急激な上昇とか、そういう面を使って、要は被保険者の方の保険税がたまっておるといことになりますんで、そういう形で使うようになろうと思いません。

以上です。

○森重委員

よくわかりました。

それで、今いろいろ保険、国保のほうでいろんな事業に取り組まれているじゃないですか、いろいろなさまざまな事業。そういうものは継続されて、光市としてその事業は継続されて、国保会計がどのように今後、県に一本化されたときに変わるかというのがニュアンス的につかめない、素人ですから無理なんですけど、そのあたりもちょっと、そういう事業も継続されて、市民の健康と、またそういういろいろ、医療費の抑制等に努めながら経営をしていくということですかね。お願いします。

○田村市民部次長兼市民課長

今おっしゃられました保健事業につきましては、引き続き市が行うということで、保健事業を行いながら医療費の抑制なり、そういうことは続けて行っていくということでございます。

以上です。

○森重委員

わかりました。

それでは、今後、市の納付金が幾ら示されて、どういうふうになるかというふうなところでの調整とか、いろんなそういうことで県の広域化が始まっていくという理解でい

いですかね。はい、わかりました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第46号 平成29年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

説 明：田村市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務審査）

○中本委員

先ほどは失礼をいたしました。

交通安全対策の件でございますが、警察庁がゾーン30、これは一般地域の交通安全対策ということで、全国都道府県に通達をしたということで、光市も26年度が三井地区、27年度が浅江地区、28年度も浅江地区ということで、非常に地元を含めて地域にお住まいの方たちが安全だということで、評価がすごかったということ。

特に、三井地区は通学道路でありましたので、その規制は非常によかったなというふうに言われておりますが、その後、29年度、このゾーン対策、安全対策ということが続けて今年度もあるのかなと思ひながら、事業化、予算化しておりませんし、どういう計画だったのか、どういう計画があるのか、それから、整備する地域をどういう形で決めていくのか、そのあたりと、教育委員会で連携しながら、通学路の交通安全対策を含めて検討しなければいけない、いい制度だと思いますがいかがでしょうか。

○小田生活安全課長

ゾーン30についての御質問ですが、委員仰せのとおり、26年度から28年度にかけて、3か所のゾーンを整備しております。このゾーン30については、地元や学校等の要望により整備しているものでございます。現在は、整備要望については聞いておりません。

あと、設置申請についてどういった基準があるかを簡単に御説明をさせていただきます。まず、「生活道路であること」、「学校、保育園、幼稚園の通学路であること」、「狭隘道路であること」、「地域、区域として指定することがよいと思われること」、「交通規制をすることで事故件数の減少が見込まれる地区であること」などがございます。

申請方法につきましては、まず、地元自治会等から申請窓口である光警察署交通課に設置申請をいただくことで、光警察署交通課が市役所生活安全課、道路河川課等の関係機関と協議し、判断します。

なお、設置申請地区がゾーン30の規制が必要と判断した場合については、光警察署が山口県公安委員会へ上申することとなっております。

○中本委員

わかりました。通学路を含めて、地域にお住まいの方たちの安全対策、もちろん交通量が多いし、地域の住民の要望が高い場所を優先して積極的にということでもあります。

自治会の要望も、当然、警察を含めて協議しながらするというのはよくわかっておりますが、現状は各小学校区域、この交通安全対策をしっかりとやっていかないといけないということで、これ所管が違いますが、一緒にそのあたりをよく調査しながら、ゾーン30の効果がどんなということも調査しながら、ぜひ積極的に小学校区域、地域の安全対策については積極的にお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、交通安全対策事業の中で、新年度予算で700万円でしたか、カーブミラー、など、交通安全施設の設置、そういう事業に予算化をしておりますが、市内の各地区見ておりますと、市道あるいは県道、国道も含めて、横断歩道がよく見えない、白線が消えている、こういうところがたくさんあちこちあります。

私も、そういう交通安全対策、交通立哨についてやっておりますが、特に危険区域、光玖珂線、交通量が多い、通学する生徒も多いということで、その白線、県道であります。県のほうに強く要望をお願いし、白線をわかりやすく見やすく整備するようにと。市道におきましては、計画的にそういう白線、横断歩道の見直し整備をしっかりとやっていただくことをお願いをしておきます。

以上です。

○委員長

要望としてよろしいですか。

○中本委員

いいです。

○森重委員

1点お聞きいたします。

このたび、悪徳商法の手から高齢者を守るための法律ということで、改正消費者契約法が施行されておりますけども、これ、いろいろ消費生活センター等、さまざまな御相談に応じておられると思いますけども、この法をちょっとどのようなものなのかをお聞きしていきたいと思っております。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、平成29年6月3日に施行された改正消費者契約法でございます。

まず、どのような法律かについてですが、消費者契約法は、主として高齢者の判断能力の低下等につけ込んで、大量に商品を購入させる被害事案が多く発生していることから、このような事態に対応するため、消費者を保護することを目的とした法律で、消費者が不当な勧誘を受けて提携した契約や不当な契約条項の全部または一部の効力を否定することができるように規定された法令でございます。

○森重委員

済みません、高齢者はやはり現場では、健康とか孤独とか金銭とか、そういうところにつけ込んでのいろいろな商法ということで、今回このような改正法が施行されたわけですけども、光市の消費生活窓口で、70歳以上の人の契約トラブルというのは、どのくらいあります。わかりますか。わかれば、お聞きいたしますけど。

○小田生活安全課長

申しわけございません。70歳の件数については把握しておりません。

○森重委員

それでは、ちょっと今回この高齢者対策で、こういうふうな改正法ができていますけども、今回、判断力がやはり十分でない高齢者が、今回2つ何か、私が調べたところによりますと、不実告知と取り消し・無効という、その辺のが拡大されたということなんですけど、まだ十分使えるにもかかわらずに、やはり不具合があると言って商品を買ったりとか、まだそういうやり方とか、必要以上に大量の物を売ると、こういうふうな場合は不実告知として、これが契約取り消しできる事例であるとか、また、契約書にキャンセルや返品はできないというふうな条項があっても、やはり一方的に、それは設けられていても、いろんな諸事情によって取り消しできるとか、無効とされるというふうなことらしいんですが、この新しい改正法は、今までは、こういうものはなかったわけですけども、これまでの事前の契約でこういうこと、例えば不実告知があったとか、無理やりに買わされているという消費者が、例えば訴えた場合に、これは適用されるということなんですか、新しい改正法に。

○小田生活安全課長

今回改正の消費者契約法もございしますが、主に、特定商取引法という法律がございします。こちらでもクーリングオフとか、そういったことができますので、取引法で対応できない場合については、考えられるのではないかと考えております。今現在、事例としてはございませんので。

○森重委員

今、事例としてはないということですね。

クーリングオフとか別にこういう、クーリングオフもかかわるんでしょうけど、新たな改正法ができた場合に、今まではそれで対応できなかったけども、改正法では対応できるというふうな事例も出てくるやもしれませんので、そのあたりをしっかりと窓口として掌握したり、また周知をしたり、いろいろ広報にも、毎回いろんな相談の事例と対応等が載っておりますけども、こういうの結構、高齢者なかなか見ませんけども、情報さえあれば何とかなるといふような問題も現場にはたくさんありますので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○小田生活安全課長

申し訳ございません。先ほどの年齢70歳以上の契約トラブルの件数の資料がございました。70歳以上で28年度の実績でございますが、全相談件数332件中、138件が70歳以上の相談件数となっております。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。よろしく願いいたします。

○仲山委員

市民部の所管だと思いますのでお伺いします。

地域づくり支援センターという施設がありますけども、あそこ、リーダー研修の開校式等、いろんなときに使わせていただいております。体育室というんですかね、一番大きいところ、あそこの音響施設が不調でありまして、ここ3年ぐらい、もうたつんじゃないですかね、ワイヤレスのポータブルを使って開校式をやっているなんていう状況があったりします。

この間の、前のというか、前の議会のときに、河村さんもトイレのことを取り上げていらっしやいました。建ってから大分年数がたっているということもあるんでしょうけれども、ほかにも体育室の、あそこ卓球をやるときには暗幕でというか、取っちゃいますけれども、天井の照明が確か今二、三基消えているというのもあります。

それから、卓球なんかやった後、あそこよく行く機会があるものですから、様子を見ていると、ロビーのところに血圧計も置いてあって、スポーツやる人たち、高齢者の方が多いこともあるんでしょうけれども、よく血圧測っていらっしやいます。先だって行ったら、血圧計に張り紙がしてありまして、使用不能ということで、もういよいよ大分たまってきたなというような状況があります。

そのあたりについて、対処をそろそろしてもいいんじゃないだろうかということと、体育室に関しては、ほかの部屋もそうなんでしょうけれども、たしかお金を取って貸すことにもなっているんじゃないかと思うんですけれども、そういう場合にも会場が不十

分というのも、ちょっと具合が悪かろうと思いますので、何らかの対応を考えておいたほうがいいのではないかと思います。よろしくお願いします。

○縄田地域づくり推進課長

今、御質問のありました地域づくり支援センターの修繕等についてでありますけど、施設の破損や備品の故障等につきましては、毎年予算の範囲内で緊急性の高いものを優先して計画的に行うようにしております。

なお、御指摘のありました音響設備、それから3月の委員会でも御指摘いただきました男性用トイレの故障につきましては、今年度、修繕をする予定とはしておりませんが、来年度の予算要求段階におきまして、対応できるかどうか検討していきたいと考えております。

それから、血圧計の故障についてであります。この血圧計は、6月になって不具合が出て、今は使えない状態になっております。この血圧計につきましては、前身の勤労者総合福祉センターの建設に合わせて設置されたものであり、経過年数もかなり経っておりますことから、なかなか修繕は難しいのかなと思っております。

今後、この血圧計につきましても、使用頻度が多いという状況を踏まえ、他の修繕と併せまして修繕等を検討していきたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。来年度予算でちょっと検討したいという、前向きに考えていらっしゃるというふうな話は伺いましたが、それまでも不十分というわけにはいかない面も多いかと思えます。

一つの方法としてなんですけど、スタンドで立てるスピーカーであるとかいう手も選択肢としてあるんじゃないかと思うので、施設物品に関しては、恐らく同じ地域づくりの関連だと思うんですけども、今、コミュニティセンターなど恐らく調べてみると、貸し出し可能なものもあるんじゃないかと思えます。そのあたり融通し合うことで、カバーしてやっていくという方法もあるかと思えますので、検討をされてみてはいかがでしょうか。ということで、私の質問は終わります。

○委員長

要望ということでよろしいですか。

○仲山委員

はい、要望でいいです。

○田邊委員

どうも。国保の運営主体が来年の4月から市町村からは都道府県に移行、いわゆる広域化の都道府県化になっておりますが、今、移行作業が進行中であると思われませんが、

国保の住民負担を軽減するために、多くの自治体を実施している市町村国保会計への一般会計からの法定外繰り入れについては、計画的な解消及び削減をうたっております。医療費給付抑制を打ち出していますが、その一方で、保険料の適切な納付を加入者の役割としております。徴収の強化とか、そういった面は、従来どおりの徴収の仕方をするのでしょうか。お願いします。

○藤本収納対策課長

これまでどおり、引き続き税金を徴収していく所存でございます。

○田邊委員

現在、計画的な徴収、未納者の方の徴収方法というのは、どういった状況で光市は今行っているんですか。他市で、防府市とか山口市なんかは、いろいろなまた、ちょっと強力な取り立てみたいで、差し押さえみたいで、行っておるんですけど、光市の場合はどういった形でやっておるんですか。お願いします。

○藤本収納対策課長

納期限が過ぎた税金に対して、納期から20日過ぎた時点で、例えば5月末であれば6月20日に、まず督促状を発布します。発布した状況の中で、状況に応じて最低3回の催告、来庁依頼、給与照会、納付相談に来なさいよという形の滞納者に対して指導した中で、話ができない者についていえば、それから財産調査等を並行に行いながら、納付資力があるかないかということ判断しながら、それぞれの個別の対応として、国民健康保険税の徴収に至っております。

以上です。

○田邊委員

これからは県が主体になるんで、その辺のところはまた強化されるかと思われるんですが、私の意見ではございますけど、そういったところが危惧されるので、どうかなと思って質問しました。

以上です。

○河村委員

先ほどもゾーン30という話がありましたが、道路管理者ちゅうのは何のためにあるのかなというのがちょっと疑問に感じておりましたので、まず、そっから入ってみたいと思うんですが。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、生活安全課で交通安全施設ということで、道路管理の一部の業務を受持っておりますので、その部分について御説明をさせていただきます。

まず、道路管理者が整備する交通安全施設につきましては、ガードレール、ガードパ

イプ、道路形状による道路標識、あとゾーン30などの路面標示、区画線、道路照明灯、カーブミラー等がございます。

そのうち、生活安全課での交通安全対策は、主に交通安全の啓発が主な業務にはなりますが、道路管理面におきましてはゾーン30、スピード落とせ標示などの路面標示、区画線の引き直しや指導線、道路照明灯、カーブミラー、簡易なガードパイプなどについては、生活安全課で対応をさせていただいております。

以上でございます。

○河村委員

要は、道路管理者の役割についてはどうです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

道路管理者ちゃ何かと、こういうそもそもなるんですいね。最近、ゾーン30じゃないんじやけど、要は利用するほうが、いろんな自分らで見たもの、危ないものを出せと、こういう話ですが、本来道路について、道路管理者が責任を持つのがいね。責任を持つような道路ちゅうのは、つくっちゃいけないね。

きのうも建設んところで、維持補修についていろいろ話があったんですが、地元の自治会がやれとか、やれ何がと言いますが、道路管理者の責任なのいね。

じゃあ、道路管理者ちゅうのは、要は国道あるいは県道については、それぞれの所管があるでしょうが、市道とか農道とか、あるいは生活道路とかというのは、市長が道路管理者なん。したら、自分らが点検をして、その維持管理に努めるちゅうのは、当たり前の話なのいね。

そこが、どうもなおざりになって、例えば事故が起きても、以前はよく、側溝の中へ足を突っ込んでけがをして、その損害賠償をとか、しょうもないところがたくさんあったんですが、それを思うたら、みずから点検をして、例えば白線が消えちよるとか、あるいは路肩が崩れちよるとか、そういうところちゅうのは自分らが積極的に直して当たり前、そういうことを指摘をされたら、ああ、ありがとうございますと言わんにゃいけない話なのに、どうもその辺がちょっと今逆転をしているような気がして、地域は地域で、そりゃ安全に越したことはないんで積極的に取り組みたいとは思いますが、もう少し道路管理について、交通安全を含めて積極的に取り組んでいただいたらなあ要望にしておきますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一つ、固定資産税の件でちょっと。

不動産鑑定士が、何を根拠に固定資産の最終的な決定するんかというのは、ちょっとわかりにくいところはさておき、通常、市街化区域内において、畑、農地、それから住宅、あるいは材料置き場とかと、いろいろあるわけですが、農地についても、要は耕作放棄地、あるいは何年も耕作しない荒廃地というようなものがあるんですが、その税率ちゅうのは、どういう判断をするんですか。通常は1月1日の、例えば航空写真を撮る

なりと、あるいは現地確認をするなりと、ということで確認作業が入ると思うんですが、どういう手続で今やっておられるのか、ちょっと聞いていいですか。

○杉本税務課長

市街化区域農地の地目認定についてだと思われませんが、まず、市街化区域農地の登記地目が農地であるか農地以外であるか、加えて光市に記録のある昭和26年以降の利用経緯を参照し、所有者の主たる利用目的が農地として利用であるかなどを確認します。その土地の登記地目が農地であるなど、農地に軸足を置いている状況であれば、農地としての利用形態が残っていることや、容易に復旧できる状態かということなどを確認しまして、農地としての課税を継続しているところです。

また、登記地目が農地以外など農地以外に軸足を置いていけば、特に団地造成地等で永続的な農地利用は見込めないことから、所有者等に肥培管理の依頼をしたり、年末年始には状況確認するなどして、現況地目の変更を検討します。

次に、現地調査の判断基準としまして、農業用設備等の有無、ほぼ全面にわたる畑の畝、耕作状況や果樹の植樹の状態などを確認しておりますが、例えば果樹の植栽の間隔などは、職員が現地に赴き、土地所有者等の立ち会いのもと、ブルーベリー等でいえば、1mから2m程度の間隔、柿であれば5mから7m程度の間隔など、土地の面積や形状を勘案して植栽本数や間隔を確認し、協議の上、評価をしているところです。

以上でございます。

○河村委員

大体わかりました。要は、現地確認の上、所有者との協議が要するという話でございましたので、ぜひそういうことを積極的に進めていただきたいと思っておりますし、耕作放棄地ならやむを得んかのは思いますが、例えば4年も5年もそのままにして、荒廃地なのに、まだ農地だと。こりゃ何ぼ言い張ったって、そねえなものが通用するはずがないんで、要は所有者の意向も大事じゃけれども、もう限度ちゅうのは当然あるんで、そのあたりのところはしっかり主張をして、課税のほうも努めていただきたいなあと。要望にしておきますので、よろしく願いしたらと思います。

以上です。

○田中委員

済みません、大きく4点ほどあるんですが、順番に行きたいと思えます。

先ほど、地域づくり支援センター等の補修というお話もありましたが、今回一般質問で新電力導入について検討状況をお聞きしている中で、各所管に任せているというお話もありましたので、市民部所管で対象となる建物、そして電気代がどれぐらいかかっているかというところを教えていただけたらと思います。

○縄田地域づくり推進課長

市民部所管分についてであります。まず地域づくり推進課所管分について御説明いたします。

地域づくり推進課では、地域づくり支援センター及び各地区のコミュニティセンターを所管しておりますが、コミュニティセンターは市内12カ所にあります。

新電力の導入についてであります。現時点では、新電力の導入における効果等について、詳細な検討は行っておりません。今後、調査研究していきたいと思っております。

それから、電気使用料であります。これは1年間の電気料金でお答えしたいと思います。地域づくり支援センターは、平成28年度の1年間で、276万5,715円、それから市内のコミュニティセンターであります。島田コミュニティセンターを除いて11館についてあります。室積が136万7,806円、伊保木が24万2,513円、牛島が35万730円、中島田が20万2,638円、光井が193万9,659円、浅江が139万343円、周防が89万1,963円、三島が131万2,973円、大和が131万8,611円、東荷が41万6,435円、塩田が53万4,479円となっております。

以上です。

○大山人権推進課長

市民部所管分ですが、他にあさえふれあいセンター、三輪福祉会館が人権推進課所管でございます。

平成27年度の決算額でございますが、あさえふれあいセンターにつきましては、電気料金82万393円、三輪福祉会館では48万7,946円となっております。

以上です。

○田中委員

詳細にわたり、ありがとうございます。今、金額を聞いただけでも、かなりの金額があると思います。

それで、私も一般質問のほうが終わって、結構おかげさまで反響いただきまして、金額的に計算されている所管もありました。今まさに、今まさにというか、一般質問では、予算のヒアリングのときというお話もありましたが、新電力導入に当たっては数カ月でも導入できるということで、30年度の予算ヒアリングにも間に合わそうと思えば間に合う形になります。

そうすると、各所管での努力という部分が、そこで評価されて、各所管もってやりたい事業とかの実現とか、先ほどの補修の部分に使えたりとか、そういったものがめぐりめぐって市民のサービスへとつながっていくと思いますので、ぜひ予算ヒアリング、本当9月議会、12月議会に間に合うように検討いただいて、結果の報告をまたいただけたらと思います。

そして、次の項目に行きますが、インターネット公売の状況についてお尋ねしたいと思います。

○委員長

田中委員、まだたくさんありますか。

○田中委員
ありません。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員
あと、大きく3点ほどお聞きしたいんですが、インターネット公売の状況についてお聞きしたいと思います。

これについて、私もちょっと市民のほうから、何かフェアレディZの古いのが出ていたのが、すごいいい値段で落札されたというお話もお聞きしていますので、そのあたりの状況についてお聞かせください。

○藤本収納対策課長
インターネット公売というのは、動産を差し押さえて、ヤフーの官公庁オークションに売っています。平成21年から28年までで、106件の動産を換価しております。

それで、昨年の28年に1件やったのが、今、委員さんが言われたようなフェアレディZの動産の公売という形で、まず初めに、昨年の12月1日に、自動車所有権登録を差し押さえしました。その後29年1月23日、自動車タイヤロックということで、市のほうの占有物として、その車を押さえたものでございます。

それで、一応ヤフーオークションの競り売り形式で、公開募集の提示価格が3万円ということで提示した結果、最終的には245万1,000円の売り値がついたと。それから、公売手数料7万9,400円を引いたものが、今、237万1,600円の税に充当したという状況でございまして。

以上です。

○田中委員
はい、わかりました。3万円スタートから245万円まで上がったということ、これちょっと車のことに素人なのでわかんない、何か特別な要因というものはあったのでしょうか。

○藤本収納対策課長
まだこの車は乗れるということで、そういった部品取りする、いろいろな方々の応募が殺到したということをお聞きしております。

以上です。

○田中委員
はい、わかりました。私もスタートしたときは、見たときでは、ちょっと普通では乗れないかなというような見た感じのクオリティーだったんですけど、想像もつかない、こういった値段がつくこともあるということで、今までの106件ということで、こうい

ったものを生かして、私たち素人が見たら、余り価値がないものなのかなと思っても、すごく価値もあるものだったりもするかもしれないので、今後もぜひ活用していただけたらと思います。

次が、コミュニティプランについて、少しお聞かせいただけたらと思うんですが、今、各地区でコミュニティプランをつくって、また計画づくりに取り組まれていると思いますが、このコミュニティプラン自体、何年先を見通した計画かというところをお聞かせいただけたらと思います。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティプラン自体は、5年間で取り組む事業内容を示したものであります。以上です。

○田中委員

わかりました。そして、コミュニティプラン、コミュニティセンターということになるのかもしれないんですけど、各地区コミュニティ協議会とかで、いわゆるコミュニティ・スクールとも一緒になって組織の中でも位置づけしながら、コミュニティづくりをされていると思うんですが、そのコミュニティ・スクールとのかかわりというものは、どのようなかかわり方で取り組まれているのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティプランとコミュニティ・スクールの関係でありますけど、これらは直接関係するものではありません。

ただ、各地区が策定するコミュニティプランの目指す取り組みの中で、場合によっては、学校との連携を図ることが必要であると考えております。

以上です。

○田中委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

そしたら、次のテーマに行きたいと思うんで、市民の方からちょっと空き家について御相談があったもので、ちょっと詳しくお聞きできればと思うんですが、空き家の適正管理についてお尋ねしたいと思います。

まず、適正管理条件について、件数の報告をいただけたらと思います。

○小田生活安全課長

現状の空き家の件数について申し上げます。

平成29年5月末現在、情報提供件数89件のうち、調査の結果、管理不在な状態でないと判断した空き家が16件、解体補修・草木の伐採で解決しているものが43件、未解決が30件となっております。

以上でございます。

○田中委員

今お聞きして、過去の委員会とか本会議でもお聞かせいただいていた部分から言うと、件数も伸びている分、解決されているのもふえているというところが見受けれるんですが、今まで議会のほうで報告いただいていたときに、管理不全という形で件数を言われていたと思うんですが、この場合、管理不全という件数は何件になるんでしょうか。

○小田生活安全課長

管理不全が30件でございます。

○田中委員

はい、わかりました。

いわゆる特定空家というのは、今、何件あるのでしょうか。

○小田生活安全課長

今現在、特定空家に認定したものはございません。

○田中委員

そしたら、空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されて、条例もできたわけなんですけど、いま一度その内容と、ホームページにも市民から情報提供があった場合にフローが紹介されておりますので、その情報提供から流れについて、いま一度お示しいただけたらと思います。

○小田生活安全課長

流れといたしまして、情報提供を市民の方からいただきます。それをもとに状況調査をさせていただきます。その後、交渉もしくはお願いすることで、管理不全な分については解消していただくようお願いしております。

その後、改善がなされない場合で、特定空家の基準に該当するようなことがあれば、特措法に沿って進めていくような形になります。

○田中委員

はい、わかりました。

先ほど、管理不全の空き家の件数をお聞きしたわけなんですけど、これの特定空家との違いを教えてくださいたいと思います。

○小田生活安全課長

特定空家については、なかなか抽象的な部分もございしますが、一般的な基準としまして、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」、「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」、「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」、「その他周辺的生活環境の保全を

図るために放置することが不適切である状態」等を示しております。

○田中委員

はい、わかりました。

そしたら、管理不全空き家の判断はどなたがされているのかということをお聞かせいただけたらと思います。

○小田生活安全課長

まずは生活安全課の職員により、そういった管理不全かどうかを調査させていただきます。

また、専門的なことが必要になった場合については、住宅建築課等の協力を得ながら、調査をしています。

○田中委員

わかりました。

そしたら、もう一つ、先ほどの特定空家かどうかというものの判断はどなたがされるのか、お聞かせいただけたらと思います。

○小田生活安全課長

先ほど申し上げた要件等により地域住民に影響を及ぼしているかなど、関係部署と協議しながら、最終的に空家等対策審議会において、特定空家の認定及び措置についての審議を行うような形になっております。

○田中委員

わかりました。審議会のほうで判断というお話だと思いますが、そしたら、この空家等対策審議会、平成26年7月1日に設置されておりますが、現在までの開催状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○小田生活安全課長

今現在、2回ほど開催しております。

○田中委員

空き家の情報提供が、先ほど9月末で89件というお話もありまして、うち解決したのも省いて41件になるんです（発言する者あり）46件ですかね。ちょっとわかりませんが、それ相応の件数があって情報提供いただいていると思うんですが、その中で、これ空き家の審議会の開催回数を考えると、すごく少ないような感じがするんですが、これは何か開催されていない理由というものがあるんでしょうか。

○小田生活安全課長

空き家の管理につきましては、第一義的には、所有者等自らの責任により対応することが大前提でございます。そのため、所有者に対し、問題解決に向けて助言等を行うため、ある程度の期間は必要と考えております。

○田中委員

私も、今回ちょっと情報提供あって勉強する中で、自分の勘違いだったかなと思うところもあるんで、ちょっともう一度確認させていただきたいんですけど、この条例ができて、市民から空き家の情報提供があって、特定空家に該当が見込まれるときに、審議会のほうに諮って、そしてその中で判断して、特定空家かどうかという判断をして、特定空家に認定されたときには、それ相応の期間を設けながら、指導、また勧告とかが行っているという理解だったんですが、これはそのとおりでよろしいですか。

○小田生活安全課長

そのとおりでございます。

○田中委員

そしたら、今まで市民のほうから空き家の情報提供が数ある中で、審議会にかけた件数というものは何件ほどあるんでしょうか。

○小田生活安全課長

1件でございます。

○田中委員

これだけの件数があって、1件しか審議会にかけていないという理由を教えてくださいましたらと思います。

○小田生活安全課長

特定空家の認定の基準を申し上げましたが、それに該当していないということと、あと所有者自ら、そういった解体等を促すための期間を設けているものでございます。

○田中委員

済みません、その判断というのは、審議会のほうがするんじゃないんですか。市のほうがされるんですか。

○小田生活安全課長

いえ、特定空家と認定するかは、市のほうで判断させていただいています。

○田中委員

はい、わかりました。審議会にかけるかどうかは、市の判断で行っているということで理解しました。

今回、御相談いただいた空き家というものが、実は隣の家が崩壊して、もう既にフェンスと倉庫に倒れかかってくる、実質被害を受けているという状況になっているんですが、その方によりますと、3年前ぐらいからもうずっと相談して、情報提供も行って取り組んできたというお話だったんですが、一般的な取り組みでいいと思いますので、市民から提供いただいた情報に基づく空き家の調査情報というものが、データベース化して管理されているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○小田生活安全課長

ケースごとに記録はとっております。

○田中委員

そしたら、所有者の方でいろいろな、市のほうも努力されて交渉されているということはもちろんお聞きしておるんですが、その中で所有者等による空き家の適切な管理の促進として、「市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする」とありますが、これが空家等対策の推進に関する特別措置法の12条ということで書いてあるんですが、この分に当てはめたときに、持ち主にはどのような情報提供を行ってきたかというのをお聞かせください。

○小田生活安全課長

これについては、ケース・バイ・ケースではございますが、土地等の資産価値のある物件については、そういった売買等の助言等をさせていただいております。

○田中委員

いろいろな建物の解体にお金がかかっても、後に土地が売れば、それで実際の負担はなくなりますよとか、そういった所有者にとって有益な情報も流しながら改善を図っていくということが一つのお話だと思うんですが。

ほいで、今回実質的に被害が隣の家の方に起こったわけなんです、その場合に、結局ずっと市にも相談して取り組んできた中で、今回所有者の方と被害を受けた、実際話し合いの場に、市のほうにも第三者として立ち会ってほしいというようなお願いもあったかと思いますが、今回、民民ということで、市のほうは立ち会いはしないというお話とお聞きしているんですが、それはちょっと情報提供して、市のほうも絡んでいる中で、そういったことがどうなのかなと思うところがあるんですが、それはどのような考えで断られたのか、お聞かせいただけたらと思います。

○小田生活安全課長

今回のケースは、家屋が倒壊し、隣のフェンス等に倒れかかったことに損害賠償ということで、民民のことについて市が立ち会う必要はないことで、お断りさせていただいております。

以上です。

○田中委員

この空家等対策の推進に関する特別措置法という中で、結局、状況を改善するためにこれがあって、市も一緒になって市民から情報提供いただいて、一緒になって取り組んでいくというところが、まずもっての基本だと思っております。

ほいで、周南市のほう、ちょっと他市の例を出してあれなんですけど、周南市のほうで見ると、市のほうに情報提供して相談してくださいという部分、そして下松市のほうだと、共同で取り組みますというようなキーワードも入っているわけなんですけど、今回、市のほうが審議会のほうにかけるものではないという判断をされて、特定空家にならず、約3年間来た中で、ほいで今回、実際被害を受けた方と当事者の方がお話しする中で、例えばそこで何かもめごとが起こってしまえば、それはまた解体に向けてという部分で、何か障害が起きてくる可能性もありますし、結局、当事者同士だと、言った、言わないということが起きてくるとは思うんですけど、そのときに第三者としてお聞きしたいほうがいいんじゃないかなとは思いますが、ちょっともう一度お聞きしたいんですけど、そのあたりの判断をお聞かせください。

○小田生活安全課長

立ち会いは、当然、民民ということではしていませんが、その後に、その方とも情報提供いただき、どういう結果であったということは把握しながら、今後について検討させていただきます。

○田中委員

余りその現状というか、どんな、しゃべれない部分もあるのであれなんですけど、結局、第三者の方にも立ち会ってもらいながら、当日は事なきを得たんですけど、そのあたりはいいです。ちょっと表では言えないので。

そしたら、空き家等に関する対策を、総合的かつ計画的に実施するための空家等対策計画を策定するという予定はないのか、お聞かせいただけたらと思います。

○小田生活安全課長

計画については検討中でございます。

○田中委員

そして、今回、倒壊の物件が出たということなんですけど、こういったものは早急に審議会を開催して判断を仰いで対応することが必要かと思いますが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○小田生活安全課長

今後、関係部署と協議しながら、その辺については検討させていただきます。

○田中委員

わかりました。

それと、また全体的な件数を見ると、相当数あって、私もそれ以外の物件を見ても、樹木が茂って、実際、表ではわからないけど、地下を樹木が茂って行って、隣の家の床の下から出ているという実質被害が出ている物件もありますので、このあたりも、実際、市が判断して審議会にかけるかどうかを判断しているというお話ありましたけど、そうになると、職員の負担も大きいと思います。

今回こういう制度ができたので、審議会のほうに諮って、審議会の判断によって進めていただけたらと思うんですが、そのあたりの一番最初フローのお話もお聞きしましたけど、その流れを改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小田生活安全課長

その件につきましては、今お答えはできませんので、御了承ください。

○田中委員

わかりました。ぜひ改善いただけるようお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○河村委員

新電力についてですが、一般質問の中でも、導入による削減効果、スポーツ振興会や文化振興財団。総合体育館、スポーツ公園、大和総合運動公園、文化センターや市民ホールなんかたくさんありましたが、全部合わせると1,000万円ぐらいになるんですね。個別対応というのは、それぞれの建物で個別対応をせえというのか、それぞれの担当部のほうでやれと、こういうふうに言うのか、その辺はどういう状況なんですかね。

今、文化振興会やら体育振興会が個別にやるちゅうことは、今のコミセンについても、それぞれやってちょうだいと、こういう話をしているんですかね。

○森重副市長

全体にかかわることですから、私のほうがお答えしたほうがいいと思います。

まず1点目の、財団がこのたび新電力との契約をしたことにつきましては、あくまで財団法人が公の施設の指定管理をする中で、判断をされて契約をされたということであります。

今、一方、市が管理をしている公の施設について、施設ごとに個別に対応することについてどうかという御質問であります。まず一義的には、その施設を所管する部署が、その考え方をまず整理し、その後に、市として、どういうことが望ましいかを考えていくというような順序を申し上げたところです。

○河村委員

指定管理はまた後でやりたいと思いますが、通常、物の調達したりするときに、1個

買うのと、まとめて100個買うのと、どうかと言われたときには、まとめてというのが通常の範囲の話を、いきなり本会議でいやいや個別対応だと、こういう話をしてですからね。

さっきの企画のところでも聞かんにやいけんかったわけですが、やっぱりまとめてというほうが、一番しっくりくるような気がするんですけど、その辺はどういうふうに。協議をしたのか、せんのかという問題にもなるんですけど、新電力について、私ら都会のことかなと半分思いながら、ちょっと頭の知識が追いついていなかったんですけど、その辺はどねえに考えちゃってんですかね。

○森重副市長

今、河村委員がおっしゃるように、1つか複数かというような対比をした場合には、やはり后者である、複数集めてするほうが、より効率的だということは誰もが思うところだと考えます。

一方、公共施設にはそれぞれの設置目的があって、その施設があるわけで、その契約をするときには、1か複数かというような考え方が当然ありますけれども、まず一義的には、その施設が何の目的で設置をされて、どのような使われ方をしているか、そこを踏まえ、後は電気料金がこのぐらいあって、今後どのようにしていくかというのを、施設ごとに管理運営をする所管が考えた後に、市として、その方針を出していくということになろうかと思えます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

3 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第47号 光市個人情報保護条例の一部を改正する条例

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第48号 光市職員退職手当条例の一部を改正する条例

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第42号 平成29年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

公用車管理事業についてお聞きしたいと思いますが、購入するマイクロバスの燃費性能なんかについては維持費が安いのはディーゼル車ですが、今、社会福祉協議会が持っているマイクロバスは同じような御寄附をいただいたんですが、ガソリンということで結構、維持費、利用する側からするとお金が高いんで、これは公用車じゃから余り関係ないとは思いますがね。そのガソリンかディーゼルかをちょっと聞きたいのと、それから、消防団のほうですが、全体計画があるんだと思うんですが、今、どの程度購入が進んでますかね。

以上です。

○讃井総務課長

マイクロバスでございますが、燃費性能がすぐれているディーゼル車エンジンの仕様

のものを購入予定としております。
以上です。

○中倉消防担当課長

消防団の防火衣について御説明いたします。

本市の消防団装備品の計画につきましては、総務省消防庁が示しました消防団の装備の基準に光市の実態を加味して策定しております。

平成26年2月に東日本大震災の教訓を踏まえ、消防団の安全装備品の拡充がされております。本市の防火衣の配備数を66セットから17セットふやして83セットに当時見直しております。

御質問の整備の計画につきましては、増加分の17セットと整備済みのうち20年以上経過し老朽化した41セットの合計58セットを平成28年度から平成35年度までの8年間で整備するものでございます。

平成28年度に9セットを整備しており、残りが49セットとなっております。平成29年度の整備につきましては、当初8セット予定しておりましたが、コミュニティ助成事業交付金の決定があったことから、整備計画を前倒して8セット分を追加し、16セットを整備するものでございます。これにより整備計画は1年短縮され、平成34年度までの7年間で完了することとなります。

以上でございます。

○河村委員

結構です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○林委員

防災行政無線の件についてお尋ねをしたいと思います。

防災行政無線については、6月4日にはミサイル発射を想定された訓練放送が行われましたけれど、サイレン音が鳴ったときの行動について、改めて考えるよい機会になったのではないかと考えております。

この訓練放送で少し気になったのが、市民の方々からサイレンの音は聞こえたが、音声の内容が聞き取りにくかったという声もありました。周囲の状況や天候によって聞こえない場合もあると思いますが、やはり聞こえないというのは不安が残りますので、この対応について何かあればお示しいただきたいと思っております。

○呉橋防災危機管理課長

防災情報を市民の方々へ伝える手段は、防災行政無線のほかにもメール配信サービスや防災広報ダイヤル、さらにはホームページ等多種ございますが、一つの伝達手段で全ての人に確実に伝達というのは現状では非常に厳しい状況でございます。

さきの訓練におきましても、防災行政無線からのサイレン音はよく聞こえたけど、音声は聞き取りにくかったという指摘も数件受けておるところです。

このように音声を聞き取れなかった場合には、メール配信サービスであるとか、防災広報ダイヤルなど、他の伝達手段を利用させていただきながら、聞き取れなかった分を補完していただいて、確実な情報を入手していただけたらなというふうに考えておるところです。

なお、防災行政無線の音声聞き取りにくかった場合の対応につきましては、市広報の6月10日号に掲載をさせていただいたところでもありますし、出前講座などで周知に努めているところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。防災行政無線の音声聞き取りが悪かったという情報収集方法の周知を努めていただくようお願いいたしますけど、もう1点、ミサイル発射を想定した訓練放送の今後の予定はいかがでしょうか。あるのでしょうか、どうでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

現時点では、ミサイル発射を想定した訓練放送をいつやるかということは決めてはおりません。国民保護に関する訓練でございますので、国や県との連携、協議が必要となりますことから、今後は国と県、それぞれと連携をしながら必要に応じて訓練放送などは実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。しっかりと国と県との連携をしながら、今後も必要に応じて訓練放送をしてほしいと思っております。

最後ですが、光市が訓練の放送を行った日と同じ日に、阿武町でもミサイル発射を想定した避難訓練が行われていましたけれど、それは、他市のことでございますけれど、そう言いながら少し気になったものですから、新聞等に掲載されていまして、何か報告があればお示しいただけたらと思います。

○呉橋防災危機管理課長

県のほうからその訓練につきまして先日概要の報告を受けております。その内容の一部を申し上げますと、まず、訓練に参加されたのは283名であった。そのうち大人135名からアンケートをとったということがございました。その中で大きなものとして

は、サイレン音に特に驚くこともなく、おおむね冷静に行動できたというアンケートの結果が出ているようでございます。

さらには、訓練を実施しての課題として、確実な情報伝達、避難に係る周知の促進、頑丈な建物のない場合の対応等が出たという報告を受けておるところでございます。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。今、話された課題は、光市の課題でもあろうと思いますので、県や国との連携をとりながら、先ほど御説明いただきましたけれど、課題解決に当たっていただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○森重委員

3月策定されました光市業務継続計画に基づく訓練を実施されておりますけれども、その災害時の初動対応訓練のその実施状況と、それから、その中から見えてきた課題等、何かございましたら、ちょっとお伝えいただけたらと思います。

○呉橋防災危機管理課長

この3月に作成いたしました業務継続計画につきましては、先日行いました職員の初動訓練の中でこれを織りまぜて訓練をしたところでございます。今までの訓練とちょっと変わった点を申し上げますと、今までに実施していた訓練に加えまして、新たに参集時の食料の持参と、業務継続計画の検証という2つのポイントをもって訓練を実施いたしました。

その中で、非常時優先業務でございますが、業務継続計画の非常時優先業務のうち優先度Aの業務、これは3時間以内に着手をしなければいけない、着手するものですが、こういう業務につきましては、参集人員をもとに業務に従事することができる職員数を勘案いたしまして、対応状況を想定いたしました。

その結果なんですが、参集開始から3時間後の時点では、必要とされる138業務、A業務が138、実際は141業務あるんですが、対象外が3業務ありますので138業務になります。これに対して実行状況を確認したところ未実施対応は1業務であったというところでございます。

あと、課題につきましてなんですが、業務継続計画の検証につきましては、結果を見ますと、実際どこまで具体的な業務を想定できたかという点では、所管によって多少認識の相違があったように感じられます。このあたりにつきましては、さらに検証していきまして今後の検討課題、または改善をしていきたいというふうに考えておるところです。

○森重委員

今、お聞きした中で、優先度Aのその138業務ある中での未実施業務が1、（「は

い」と呼ぶ者あり) それは何だった、一応。

○呉橋防災危機管理課長

この業務継続計画というのが、参集人員によってできるかできないということを検証するんですが、もうこれたまたまの話なんです、その……済みません、お待ちください。

○小田総務部長

未実施業務1業務は何かということですが、これは墓苑の被災状況の確認でございます。墓地、市の墓苑が2カ所ございますが、これの現地確認が3時間以内にできなかったという1業務が報告を受けております。

以上でございます。

○森重委員

それと参集時の食事の持参ということですよ。これ本来は、これは備蓄をしておく必要があるけれども、まあということなのか。それとも参集時、もし何か有事があるときに、みんな何かを提げてくるということは、これは大変なことかなと思うんですよ。そのあたりはどうでしょうか、やってみて。

○呉橋防災危機管理課長

実際に、参集をしたんですが、1日分となると、水は20から30必要。かなり重いという意見もいただいたところですが、基本的には災害においても職員は食料を持参することを基本にしたいと考えておるところです。

○森重委員

わかりました。しかしながら、食料全然手元にないときあると思うんですよ、我が家を見ても。さっと何か言われても。何を持っていこうかなと。バナナとかいうのも出ていましたけど。なかなかそういういろいろ課題もあるかなと思いますけれども、これは今後も定期的に行われるということなんですか。

○呉橋防災危機管理課長

いろんな形でバージョンアップさせながら訓練は継続していこうと考えております。

○森重委員

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○小田総務部長

訓練は、さまざまなことを想定しながら、その時々において組み立ててまいりますので、今回は、業務継続計画と食料の持参ということがありましたが、今後その食料の持

参それぞれを継続するかどうかについては、今回の課題も踏まえて再整理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。ありがとうございます。

○中本委員

それでは、本庁舎の耐震化に向けてをお聞きしたいと思います。

新年度になってまだ3カ月でありますけれども、この耐震化に向けての今現状での取り組みについてお聞きをしたいと思います。

○讚井総務課長

本庁舎の耐震状況につきましては、これまでも御報告しておりますように、平成25年度に実施した耐震2次診断の結果、最小I_s値が0.10と判定をされており、大地震により倒壊、または崩壊する危険性が高い状況にあるというふうに認識しておるわけですが、今年度は耐震化に向けた手法等について、今後のあり方を研究するための調査研究ということで実施することとしております。

現在、取り組みの1点目としましては、市役所本庁舎の耐震化について、どの程度の耐震改修が必要となるかについて、耐震改修の手法や新庁舎建設等の判断材料として技術的裏づけのある基礎資料を取りまとめるために6月15日付で事業者のほうと委託契約を締結をしたところであります。

2点目としましては、耐震改修等について、本庁舎と類似した構造を持つ庁舎について耐震改修の事業手法について、今、関東方面の先進地3市に視察に行く予定で準備を進めているところであります。

以上でございます。

○中本委員

先日もちょっとした地震がありました。光市は震度1ということで大したことはありませんでしたが、大分が5ということで、これも余り大したことありませんでした。ただ、だんだん地震が身近に起きておりますので、そのことを踏まえたら、防災拠点である本庁舎の早急な対策が必要だということであろうというふうに思います。

調査研究ということで耐震に向けての改修、あるいは建てかえも含めていろんな手法について今から研究されるということではありますが、スケジュールとしては、どの程度のプロジェクトをつくって、その形で……、じゃなかった。ちょっともう一回聞きますが、どういう形で進められていくのか。あるいは全部コンサルにお任せなのか。全部お任せでしたかね、予算つけてコンサル。

○讚井総務課長

今、コンサルのほうに委託をしておるのは、耐震がどの程度、どういう工法でやるのがいいのかとか、工期であるとか金額、または耐震改修をした後、その施設の維持管理、老朽化につきましては、耐震改修ではとめることができませんので、そうした老朽化に伴う維持管理の費用、ライフサイクルコストであるとか、そういったことについて技術的な裏づけのあるものを御提案いただくということで、その結果を踏まえて市のほうで今後の方向性、あり方を検討していくというような工程で進めていきたいと思っております。

○中本委員

その調査研究、あるいは耐震とか、建てかえについては、いつの時期にそういう結果が出てまいりますか。

○讚井総務課長

今回、委託業務の契約期間につきましては、今年度末までという契約をいたしておりますが、委員仰せのように、早急に取り組みを進めていくということもありますので、今年度内の契約期間ではあります、できるだけ早く、その調査報告を……、失礼しました。

○小田総務部長

大変申しわけございません。先般、中本委員のほうからは、この件について私のほうにお尋ねがありまして、そのときに若干答えておりますので、ちょっと日にちもたっておりますので、あらためてお答えを私からいたしたいと思っております。

これは、報告がいつになるかということに関しましては、あくまでも契約上は今年度いっぱいということをしております。ただ、先般もお答えをいたしておりますが、こういうものは次につなげていく必要がありますので、途中段階の報告等は難しいとは思いますが、その辺を踏まえて内部整理をしていくというような形になろうと思っております。

一定の報告の内容をお示しをする時期については、今のところ、例えば、年内とかいうようなことは少し難しいのかなという感覚でおります。状況については、随時御報告は可能だと考えております。

以上でございます。

○中本委員

29年度の予算化でありますので、年度末までということは予測はできます。したがって、重要な耐震化の問題でありますので、途中またいろんな機会を得て質問してみたいというふうに思いますので、莫大な予算、あるいは財源も要りますので、それと防災拠点ということ踏まえて、29年度でその大体の予測が、緊急診断の調査ができた時点で、改めて早急にどうするのか。建てかえか、あるいは耐震化するかという方向性を示しながら財源も含めて慎重に、早急にやる必要があろうというふうに思いますので、よろ

しくお願いいたします。
以上です。

○田邊委員

人事行政の運営における公平性や透明性を高めるため、光市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき光市人事行政の運営等の状況についてを見ているところなんですけど、それについてですが、年次休暇が1年につき20日、この平均取得率と、またリフレッシュのためのその向上のために光市が行っていること、これについてのことが1件と、職員の分限及び懲戒処分の状況、これの分限処分者数、これが休職者で心身の故障の場合、4名となっておりますが、このことについての多いか少ないか。これを今言う過労死ラインをよく言われるんですけど、過労死ラインの今、県はこの働き方改革を上げ、長時間労働をなくすための取り組みをしていると。そして、昨年8月には山口県労働局などと働き方改革推進会議を設立、ことしの2月には、県内企業や自治体の管理職らを対象に長時間労働の是正に向けたセミナーを開いたということになっております。このことについて、光市での考え方、また今の状況をお知らせください。よろしく申し上げます。

○讃井総務課長

まず、休暇の取得についてでございますが、平成27年度の実績によりますと、平均で年10.4日の取得となっております。リフレッシュ……失礼しました。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○小田総務部長

それでは、人事の関係でありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、分限の状況であります。これは分限処分として一覧表に毎年、毎年度8月10日号の広報でお知らせをしている状況であります。この中の分限処分というものは、いわゆる休職者の状況が4名ということであり。それで、我々のほうで何らかの理由があつて処分をしたということではございません。

この内容につきましては、心身の故障とか、いわゆる病気での一定期間を超えたものについて分限処分という形で休職処分を行うと、こういうものであります。

内容については、個々の内容については、若干お触れすることができませんので割愛をさせていただきますが、こうしたものを防ぐための方法として、メンタルヘルスあるいは昨年度から申し上げますと、ストレスチェックのほうを開始をするなどしておりますし、それとあわせてメンタルヘルス事業として臨床心理士の方にそれぞれの状況をカウンセリングをしていただくと、こういうふうな手法を展開をしながら、こうした心身面であれば、休職に至らないような手法をとっているところでございます。

なお、委員のほうからは、全体的な状況はどうかということではありますが、ちょっと現状数値を持ち合わせておりませんので、後ほど御報告させたいと思います。

次に、休暇のお尋ねだろうと思うんですが、年次休暇の取得状況につきましては、基本は年間20日間の有休休暇を付与をしております。繰り越しが最大で20日間とることができますので、前年度、全然とっていなければ年間40日とれると。それを繰り越し繰り越しでいきますので、最大で40日の年休を取得することが可能となっております。

これ以外に夏季休暇制度というのが7月の1日から9月30日まで6日間実施をしております。これによって、休暇の取得の促進に努めているという状況であります。

新たな取り組みといたしましては、平成26年度に新しく月に1回あらかじめ月初めに、この日にそれぞれが休むという休暇、計画年休制度というのを実施をしまして、業務の支障のない範囲でリフレッシュに努めているという状況であります。

こうした結果、1人当たりの年間取得状況につきましては、平成25年度が7.9日、26年度が9.4日、27年度が10.4日と少しずつ改善をしているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

最初に言われたメンタルヘルス、メンタルヘルスとストレスチェックのところですけど、そのメンタルヘルスは、その本人の意志があって行う。それともそういう用紙があって、メンタルでそういう何か自分で率先してやるわけですか。それとも、講義なんか開いて、そういう形でやっているわけですか。

○小田総務部長

続きでありますので、私のほうから答えさせていただきます。

メンタルヘルスにつきましては、これは2種類の手法でやっております。こちらから、例えば、異動間際の職員とか、環境が変わったような方、あるいは病休明けの人とかを指定する場合もございまして、みずからが率先して手を挙げて来られる方もおります。その2種類で、できるだけ周りに配慮しながら実施をしているところであります。

以上でございます。

○田邊委員

メンタルヘルスとか、そういう問題は、今結構問題になる部分が多いんで、それと私が最後に言った過労死ラインを超えての時間外の労働とか、そういうところは問題があるかないかと。どうなんでしょうか。

○小田総務部長

今、手持ちのほうで、個々の時間外の状況について、私のほうがちょっと資料を持ち合わせておらないんですが、ラインは別として、長時間の時間外労働というのは、現実問題としてあるという認識でございます。

○田邊委員

電通の問題もありますんで、やっぱり人間を尊重して、そういう職務に心がけて、これからもこれをよろしくお願いします。

以上です。終わります。

○河村委員

防災行政無線以外の防災関係の情報発信の対応としては、メールとか、伝言ダイヤルとか、ホームページとかというような話があったんですが、たまたま私、体育館の中におりまして聞こえなかった。できれば、市内どこにおっても大がかりなそういう訓練をやろうというときには、聞こえるようにしてほしいというのが1点と、現実的な対応として、先般も私のところ避難訓練やったときに、30ぐらいの自治会のうち6つも7つも聞こえないというところがある。それはもう間違いない事実なんで、よう消防団の招集サイレンありますよね、単一的な音を出すという。ああいう格好で何かあるという意志表示をして、市のほうの1401に電話をして確認をすとか、そういう訓練といいますか、何かあったときには、ここへ電話せというような訓練をすることが大事なような気がするんで、そういう対応も考えてほしいなというふうに思っています。

それから、もう一つ、唯一というか、ハード面でちょっと私あと欲しいなと思っているのが、FMラジオが欲しいなと、光に。長年思っております、先般、KRYがラジオの認可をとったんですね、FMの。それと従前からある光市に1個認められているラジオが関連があるのかないのか。周波数が短いんで、そねえ何個も何個というわけにはいかないんだろうと思うんですが、その辺の関係がわかれば、ちょっと教えてもらったら。

○呉橋防災危機管理課長

3点御質問がございました。

まず、防災行政無線が聞こえにくいので聞こえるようにしてほしいということですが、本来、この防災行政無線は、市内を全てカバーできる対応としておりますが、現実的には、気象状況であるとか、その建物の中の状況にあるということでは聞こえないというのも事実でございます。これについては、先ほどから申し上げておりますように、メール配信サービスであるとか、広報伝言ダイヤルでの補完ということで対応をお願いできたらと考えておるところです。

次に、招集サイレンを一本化しての訓練をという御質問だったと思うんですが、基本的には一つの情報伝達手段で情報が伝わるのが基本と考えております。サイレンを統一化すれば、例えば、国民保護サイレンとか緊急地震速報の場合は、後の確認では、間に合わないという事態にもなりかねませんので、現行の方法で当面はいかさせていただきます。このサイレン等については、これからも研究はしていきたいと考えておるところです。

ハード面のFMラジオにつきましては、これはちょっと不確かなんですが、光の一部をカバーしているFMと山口放送のFMというのは、基本的には周波数が違いますので、これを共用しながら利用するというのは、非常に難しいと思いますし、地域にあるFM、これは市内全域をカバーしていないというふうに聞いておるところでございます。

以上です。

○河村委員

また、おいおい確認していきます。

4 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 42 号 平成 29 年度光市一般会計補正予算（第 1 号）〔所管分〕

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

では、ちょっと今、1つだけお願いします。

就学援助事業ですけれども、一般質問等でも出ておりましたけれども、これを入学時前に支給していただければありがたいというふうな、いろいろ現場の意見はあるわけですが、もしこれをする場合に事務方といいますか、執行側としてどのような対応が必要であるのか。そしてまた、それを今やっているところがもしあるとしたら、その事例等がございましたら参考までにちょっとお聞かせください。

○太田教育総務課長

お尋ねの新入学学用品費の前倒し支給についてでございます。

実際に行っていくということになりますと、まず会計年度が違うこと、所得の判定のシステムの改修の有無、それと具体的な事務の取り扱いなど、そういった新たな制度設計が必要になってまいります。

それともう1点が、実際に行われている市ということですが、県内においては萩市と長門市が実施をしております。

以上でございます。

○森重委員

今、萩と長門ということですがけれども、問題点としては、やはり前年度の所得とか、そういうものに依じての数字がなかなか出しにくいということで、先にそれをお支払いしたときに、後からいろいろ対象になる人、ならない人、出てきたり、返還とか、そういういろいろな問題が一番危惧される場所と思うんですけども、それは先進地ではどのようなこと、どのようにしてやっておられるかを調べておられますか。

○太田教育総務課長

先進地での事務の取り扱いについてでございます。

まず、判定をするに当たりまして所得を見ていくわけですが、現在は7月に支給をしておりますので、前年度の所得で判定をしております。

これを前倒し支給をするとなると、前年度の所得が確定しておりませんので、前々年度の所得で判定をするなどの事務になります。

他市の具体的な取り扱いということでございますけれども、前々年度の所得で判定をしたり、あるいは前々年度所得で支給をした後に、また新年度になって再度前年度の所得

によって再度判定をしたりとかいうような形で、漏れのないような制度設計をしている市町村もございます。

前々年度の所得で判定をしますから、前年度の所得で判定をしたときに対象にならない人、あるいはまた逆の人などもありますけども、それは各市町の取り扱いによって違ってきております。

こうしたことについて、光市としても新入学学用品費の前倒し支給をする検討の過程において整理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○森重委員

実際に現場ではそういうファジーなというか、痛いところに手が届くような対応を望むわけですけれども、実際にはなかなかそういうとり行う側においてはさまざまなそういう矛盾とか、いろいろ負担とか、いろいろのさまざまなことがあると思いますけれども、国の方向性として改正、法が改定されたということで、だんだんそのような方向に他の市町も移っていくと思いますので、そのあたりしっかりまた研究、検討していただきまして、現場におきましては、それ一番望ましいことですので、ただ、一番大変なのは、入学が、多子世帯で入学が重なるときですね。やはりいつときにすごいいろいろなお金がかかるというのを、よく市民相談等でも何とかならないかというふうな話もございまして、いろいろ今お聞きいたしました。事務的にはいろいろ大変なことがあるということで、その辺のところは、なかなか現場にはわからないところですので、しっかり御検討いただきまして、よろしく願いいたします。

以上です。

○田邊委員

おはようございます。光市では、準要保護者と要保護者、両方の方に就学援助の制度は適応しているのでしょうか、よろしく願いします。

○太田教育総務課長

就学援助費の適用でございますが、まず、準要保護者につきましては、教育委員会の本制度の中で就学援助費として支給をしております。要保護者に関しましては、これは福祉保健部のほうで対応をしております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。要保護者のほうは福祉保健部のほうですね。

それと、いわゆる就学援助費に認定基準を出すのに、一定の係数を掛けておられると思われませんが、1.3 ですよ。それが、その根拠の理由、1.3 の理由を教えてください。

○太田教育総務課長

1.3 の係数の理由ということでございます。この 1.3 という係数につきましては特段の定めはございませんが、県内 13 市において、基本的にはこの 1.3 という係数で対応をしております。

それと、先ほど 1 点、要保護者については福祉保健部のほうで対応をしていると回答をいたしました。修学旅行費等につきましては、福祉保健部のほうで対応が制度上ならないものについては教育委員会のほうで対応をさせていただいております。

○蔵下教育部長

今、課長が申しました就学援助につきまして補足をします。

市の規則にのっとりまして、要保護者、準要保護者が適用になります。ただ、基本は準要保護者になりまして、要保護者につきましては、課長が申しました修学旅行費、あるいは教育扶助を受けていない要保護の方が就学援助の適用になるということでございます。

○田邊委員

今日の状況のもとで、就学援助制度の果たす役割は光市としてはどういうふうに使われているか、意見を聞きたいと思うので、よろしくをお願いします。

○太田教育総務課長

就学援助の果たす割合ということでございます。

就学援助につきましては、やはり教育の機会均等、あるいは子供貧困対策を総合的に推進するために本制度があると考えております。光市におきましても、こういった理念のもと、就学援助事業につきましては適切に実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。

義務教育無償化に向けたこの役割を持つ就学援助制度というのは、非常に大事なことだと思いますので、その財政措置のあり方に十分検討してよろしくをお願いします。

以上です。以上で終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○仲山委員

文化センターの地下の倉庫の資料についてお尋ねいたします。

文化センターの地下倉庫には相当な量の民俗資料、あるいは埋蔵文化財といえますか、発掘された資料、そういったものも収蔵されております。あるいは、あと大和地域の分に関しましては、まだ一緒にされていない資料も大和のほうに収蔵されていることと思いますが、これらは今どんな状況にあるのかお尋ねしたいと思います。というのが、余り活用できる状態にあるようには見えないので、今資料の把握であるとか、整理であるとか、そのあたりについてはどんな状況にあるのかお伺いしたいと思います。

○弘文化・社会教育課長

ただいまの文化センターのさまざまな資料についてということでの答えのほうをさせていただきたいと思います。

文化センター地下の資料、いわゆる館蔵資料につきましては、平成 28 年の 4 月から、ぜ～んぶ見せます光市文化センター所蔵美術品展と題しまして、12 節に分けて企画展示を行ったところでございます。その際、延べ 1,700 名の来場をいただきました。

また、資料の台帳化でございますが、今、冊子としての管理等は行っておりませんが、データとして管理をしておられまして、その印刷等につきましては、文化振興財団におきまして、必要に応じて御要望に応じている状況でございます。

大和の民俗資料館につきましては、また今度の大和の整理のところでは今整理をどうするかということの協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。

ぜ～んぶ 見せますシリーズ、あれよかったですね。美術作品というか美術品に関しては結構こういうものがあるんだなというのをを見せていただいて、大変有意義だと思いました。

美術品の収蔵の部屋に関しては、多分かなり大事な、保管の仕方もそれなりに厳重にされているようなんですけれども、民俗資料に関しましては、見られたらわかると思いますけれども、ほこりをかぶって棚積みされているんですが、整理をされて、ある程度は整理されて置かれているようなんですけれども、追加的に寄附されたもの等が次から次に乗せられたような状態のままのように見えます。

実際にこれから光市民学ということで、我が町のことについて理解を深めていこうというときに、文化センターの 2 階の展示というのは大変重要になってくると、大変いいのかな、学ぶ機会になるだろうと。そのときに十分に資料が活用されて、これまでの光の暮らしであるとか、そういったことが学べるような活用がされる方がいいんじゃないかと思うんです。

そういう意味では、今台帳化はされてないけれどもデータ管理はされているということなんですけれども、恐らくデータ管理といっても、照合が恐らく当分されたことはないだろうと思うんですが、活用を前提にという点で整理をするというお考えはありますでし

ようか。

○弘文化・社会教育課長

ただいまの件についてお答えをいたします。

いろいろな、その都度購入した際には整理等を行っているやに聞いておりますが、基本的に文化振興財団のほう管理しておられるということで、うちのほうからも管理について指導のほうをしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。整理が進んで活用されるような状況になって、十分に活用されることを望んでいます。そちらのほうをよろしく進めていただければと思います。

一つには、進め方として、私の把握してるというか、私も関係してることもあるんですけども、埋蔵文化財のほうに関しましては、市民活動として整理に応援をするというようなこともしている市民グループもあります。

同じように、民俗資料等についても、そういう館蔵品の資料について整理にボランティアといいますか、そういう人たちを育てると。やはりある程度の知識を持って携わってもらわなきゃいけないと思いますので、そういうふうにして進めるという点も含めて考えていただければどうかと思っているんですけど、いかがでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

ただいまの民俗資料ボランティアについてでございますが、今現在そういったことは設定しておりませんので、また今後何かどうということをしてみたか、するのがいいかということで研究のほうをさせていただければと思います。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。ぜひとも検討していただけるといいと思います。よろしく願いいたします。

○中本委員

この夏に第2回目のサンセットビーチランが開催される予定であります。ケーブル等々でみずから宣伝をされてPRされておられます。非常にいいことだというふうに思います。白砂青松の海岸でランニングイベントということでかなり期待をしておられる方もおられます。非常にみずからの体力の限界にチャレンジするという趣旨もあります。今年度の大会予定をちょっとお示しをいただきたいと思います。

○村崎体育課長

2017 サンセットビーチラン、御紹介いただきましたが、本年度の予定は7月15日土曜日に昨年と同じく虹ヶ浜海岸で行うように準備を進めております。受付は5時まで行

いまして、開会式のあと 17 時 50 分から個人の部、そしてことしから初めて行います団体の部が、その個人の部のあと 6 時半ぐらいから行う予定です。

団体の部につきましては、去年は全て 1 人で走っていただくということだったのですが、かなりきついという御意見もいただきましたので、1 人 1 km を 4 人で走っていただくという形で、男子の部 4 km、いわゆる 4 人で走る、混成の部、男女 2 人ずつで 4 km、それから女子の部で同じく 4 km、女子 4 人で走っていただくというふうに今計画しております。

いろいろと多くの皆さんの御協力をいただきまして、K R Y さんを初め K ビジョンさん、それから各社、瀬戸内タイムズさん、新周南新聞社さんなど、多くの皆さんに御協力をいただいて、あちこちに約ポスターは 200 枚張り出しております。問い合わせは大変多いんですが、まだまだ実質参加者数は定員まで行っていないというところですよ。

以上です。

○中本委員

去年の大会で最初からずっと途中で応援をいたしておりました。応援も熱が入って汗びっしょりということで、もちろん走る方は相当な体力の限界に挑戦ということで、過酷だなというふうな感じも受けましたが、いい大会だというふうに思っております。

去年は 49 歳が 24 人、50 歳以上が 7 人と、男子 4 km 47 人、女子 2 km 23 人ということで、まずまずの参加者だったかなというふうに思っております。

いろんな声を聞きますが、ファミリーの部が欲しいなど、あるいはもう少し小中の参加も、ちょっと申し入れていただいたらというような話も聞きます。そういう思いがありますので、今年度はもう間に合いませんが、来年度にちょっとそういうことにつながればというふうに思っております。いかがでしょうか。

○村崎体育課長

ありがとうございます。確かに大変暑い時期でございまして、スタート時間も昨年よりは遅くはしたのですが、やはりかなりの暑い時期のレースということになりますので、ことし御参加いただきました皆様、また応援いただいた皆様の御意見をいただきながら、時期とか、あと参加者の問題につきましては、またいろいろと検討、協議をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○中本委員

主催者の方も大変な御苦勞があったというふうに思っています。参加者もやっぱりこういう砂浜でのイベントにはかなりいろいろ期待している面もありますので、来年度を含めて幅広い参加者がいますように、御検討をお祈りしておきます。

なお、大変暑い時期なので、事故等、あるいはそういうことを含めて、体制を万全にとって大会が成功するように祈っております。

以上でございます。

○森重委員

委員会ですから、さまざまな現場の使用者の声等をちょっとお伝えしておきたいと思えますけれども、文化施設の使用者のいろんな要望、声ですが、まず、市民ホール、大ホールの演台ですね。これをちょっとこの間、防災の何かそういう式典に出ておりましたちょっといろいろ感じましたけれども、下から見た場合に、演台が非常につぎはぎだらけみたいなの、見たことございます、皆さん。ちょっとやはり、ちょっといろいろな声が上がってございましたけれども、立派な登壇者が演台に立たれるときに、あれじゃちょっと、何とかちょっとはりだけでもきちっとしてあげたほうが絶対いいなというふうな、また、厳粛な式典等も行われますので、ちょっと演台を下から眺めたときの感じというものを少し、これは要望ですけども、見ていただけたらと思います。

皆さんが近隣の会場をやっぱり選ぶときに、スターピアと市民ホールというふうなことでなりまして、日程が詰まっている、あいているという感じで選ぶ場合もありますけれども、やはりそういうものを、やはりできるところは手をきちっと入れて見栄えがいいようにしていただけたらなというふうに思いますので、ちょっとこれは実際見ていただけたらというふうに思います。

それと文化センターでさまざまな催し、イベントまたは展示場を使われるときに、特に成果部の方たちの御意見ですが、ちょっと暗いという、暗いというのが絵画なんかのときには、そういう暗さの照明のほうがいいということもあるんかもしれないんですけども、一応これも要望が随時、何度も出しておるということで、実際にその、私たちは実際その設備的なものがよくわからないんですが、札の名前等そういうものが薄暗い証明の中でなかなか見えにくいのではないかと、高齢化にもなっておりますしということで、そういう御意見もいただいておりますので、それはやはり使用しておる側の声ですので、しっかりお届けしておきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○弘文化・社会教育課長

ただいまの文化施設のもろもろの課題でございますが、それぞれ大ホールの演台、それから文化ホールの照明、現場のほうを確認しまして、どういったほうがいいのかということも含めて研究のほうをさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

○森重委員

よろしく願いいたします。

○林委員

小中学校の熱中症対策についてお伺いしたいと思います。

熱中症は、御承知のとおり、湿度や温度が急に上がる6月ころから起こると言われております。学校では、教室内はもちろん、体育の授業等で急な温度の変化や過度な運動で熱中症が起こり得る状況であると思えます。一番大変な時期とは思いますが、教育委員会でのお取り組みはいかがでございましょうか。

○和田学校教育課長

ただいまの熱中症に対する対策についてお答えをさせていただきます。

6月下旬となりまして、大変蒸し暑い季節も続いておりますけれども、こういった状況の中、児童生徒の熱中症が心配されているところでございます。他市におきましても、学校行事等で熱中症の発症事例の報道等の報告もされているところであります。

光市における小中学校での熱中症対策についての取り組み事例ということでございまして、現在、全ての小中学校において熱中症の対策を行っております。

具体的に申しますと、まずは教職員の熱中症に対する理解度を上げていくということです。

例えば、養護教諭が教職員に周知徹底するような文書を配付したり、または児童生徒、教職員に向けて校内掲示で熱中症対策のことについて明確な内容を示したり、昼休み、外で遊んだ後に教室に戻るような校内放送のときには、手洗い、うがいにあわせて水分補給をするような、そういう呼びかけもしております。

また、環境省熱中症予防情報サイトというものがございまして、それを適宜確認をしながら、暑さ指数の情報把握、そして危険な場合は適切な情報提供を各学校で行っております。職員室に危険度を示すような掲示を用意し、教職員に周知をしたり、または学校行事が行われる運動会の練習等のときには、その日の内容の変更を検討したりさまざまな取り組みをしております。

また、万が一ですけれども、熱中症が出た場合のために熱中症応急セットというものも各学校用意しております。保冷材でありますとか、経口保水液でありますとか、そのようなものをすぐに対応できるような準備をしております。

このように各学校とも養護教諭を中心に熱中症対策の体制づくりを講じているというところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。

教育委員会としては、いろんな十分なお取り組みをされているということで安心いたしました。

現在、子供たちは自宅から水筒を持参しているようでございますが、水分は十分に各自で補給する、できる状況であるやに思っております。水分不足はもちろんですけど、睡眠不足もここで加わって影響があるやに思いますので、その点もよろしくお願いたしたいと思います。

次に、小中学校の安全教育についてお伺いいたしますけれども、これは夏休みを迎えるに当たりまして、自転車に乗る機会がふえてくると思います。普段、自転車に余り乗っていないお子さんたちも夏休みという心の緩みもありまして、友達同士で出かける機会が多くなるのではと危惧いたします。交通マナー、安全教育は所管ではどのように取り組まれているか、お伺いいたします。

○和田学校教育課長

小中学校におけます交通安全教育についてお答えをさせていただきます。

全小中学校におきまして学校安全計画の中に交通安全に係る安全指導、教職員の研修等について位置づけております。また、学校行事、学級活動、長期休業前の生活指導等で機会を捉えて、繰り返し、児童生徒には指導をしております。

特に、夏期休業前におきましては、年間を通じて一番長い休みになりますので、全校指導、または学級におきましては、それぞれの発達の段階に応じた指導を行っているところでございます。

特に自転車の乗り方につきましては、小学校では3年生で全ての学校で自転車教室を行っております。また、中学校におきましては、自転車による通学も始まることもありまして、1年生を対象に早い時期、年度の早い段階で自転車に関する安全教室を実施しております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。いろんな指導、またお取り組みをいただいておりますことをうれしく思っております。

先ほど、熱中症対策のところで校内掲示、校内放送を行われるということでありましたので、これは私の要望でございますけれど、暑くなるこれから、特に夏休みがありますので、山や川、海やプールで楽しむ機会もふえてまいりますので、特に友達同士で楽しむときは事故のないように十分に重ね重ね注意を促していただきたいなと思っておりますので、これは要望でございますけど、しっかりとお願いしておきます。よろしく願いいたします。

終わります。

○河村委員

それでは、先般一般質問でありました新電力の話がありましたよね。文化振興会、あるいは体育振興会の要は委託というか、指定管理で委託をしておるわけですが、その中身というのは随分細かい取り決めがあるのではないかなと、こう思うんですが、どういうふうになってますか。

○弘文化・社会教育課長

それでは、ただいまの新電力について、文化振興財団のほうでの取り組みにつきまして御説明をさせていただきます。

文化振興財団におきましては、この4月から新電力の導入を行うことございまして、電力会社決定に当たりましては、光市文化振興財団において入札制度によって決定をしておるところでございます。

これに伴う削減効果等につきましては、さきの議会でもお示ししましたとおり、約340万円程度ということを見込んでおるところでございます。

それから、各市民ホール、それから文化センター、ふるさと郷土館もですが、それぞれにつきましては、電力供給も含めた仕様の中で決定をしておると、いろいろなものを決定しておるということでございます。

以上でございます。

○河村委員

最初から想定をしておるという解釈でえんですか。

○弘文化・社会教育課長

新電力の導入に当たりましては、市としてはもともと想定をしていなかったというところが実際のところでございます。

以上でございます。

○河村委員

わからんのは、想定をしてないけれども、要は、受けたほうの裁量だと、そのことがね。裁量の範囲内でやりよるといふ、その解釈でえんですか。

○弘文化・社会教育課長

指定管理を受けた事業所につきましては、限られた指定管理料の中で最大限の企業努力により経営を行っていただくということが本来の責務であるというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

ということは、それ以外のものについても企業努力でやってもええという解釈になるんで、そのあたりはよく頭の中に入れておいてほしいと思います。

それから、文化振興財団の決算書があります。私は前から気に入らんちゅうことじゃないんですが、本来は指定管理の中で独自の、自分のところの努力等含めてきちっと決算をするのが筋ですから、新電力についても同じようにやってもらったらええわけですよ。

ところが、例えば広告料のところを見てもろうたら、19 ページのちょっと真ん中より下のほうですね。前々から思いよったんですいね。129 万 6,000 円で 97 万 2,000 円ほど使ったということで、32 万 4,000 円お金が残ったと、残ったけえ、ええじゃないかというその話なんです、文化を高める会のいろんな講座や何かについて、テレビとかラジオで再々やるわけいね。

元来市民向けの行事ですから、各いろんな出先を含めて皆さん方に周知を図るといふことは大事なことで、ほじゃがテレビでやる、ラジオでやるちゅうのは、それ以外の人にもこういって、どれだけの効果があるのかなど。そういうものも、例えばこれお金使わなかったらね、それじゃ企業努力かと、ええ。そういう解釈になるわけいね。お

金を使わなかったらちゅていうたら、役所のもんちゅうのは、お金を使わなかったら、全部それはほんならもうけじゃというその判断になってしまうから、そういうのはないじゃろうと思う。

市が主催して市民ホールで行事をやります。無料。ホールからすりゃあ市が使おうが一般の人が使おうが同じことじゃから、ホールからすりゃちゃんと請求、お金をいただくと、あるいは市が講演する、あるいは教育委員会が講演することで割引があると、そういったものについてもきちんとお金を払うと、そういう中で本当の独立採算へ向けて動いていかにゃいけんと思うんですよ。何かね手前みそ、全部が。自分らあのええように解釈してやっていこうというその姿勢があらわれるんでね、そのあたりについてちよつとどういうふうにお考えですかね。

○弘文化・社会教育課長

市民ホールが、主に市民ホールだと思われませんが、これの利用団体の使用料のことかというふうに思います。

こちらにつきましては、基本的に光市等が主催団体であれば基本、それは無料で、使用料無料ということにさせていただいております。

それから、市のほうから後援した場合につきましては、最大3割の減免ということで、使用いただいております。ほかにもそういった無料でとか、そういった御要望は多いんですが、なかなかそういった条件に合致しない場合に使用料をいただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○河村委員

課長が答えるのはそこまでで。言うたいね。企業努力という話をしましたよね。この新電力は企業努力じゃない。ちよつとね、余りにもやり方が納得できん。あり方について、この間の文化を高める会の料金の会費の問題も一緒、余りにも手前みそ、全部を1回精査をしてみたらええ。今まで文化振興会の事業の中で、私前回もいろんなホールを使った行事がありますが、一体幾ら使ってる。入場料は幾らという話をさせてもらったと思うんですが、今回のこの資料の中にも出てきておりません。

市民に対して、どういうサービスをするんかという根本が何か欠けちよるんですいね。あり方をちよつと1回、スポーツ振興会も一緒なんですが、せつかくこういう資料を配られたんで、集中的に何かでこうやってもらおうと、非常にええかなと。

ちゅうのが、こっちの文化のほうはある程度芽が見えるんですが、こっちのスポーツ振興会のほうで言うたら、まあ字も小さいし、数字だって物すごいわかりにくい数字で出してあるんですいね。

今のような企業努力という話でいくと、ちよつと飛びますけど、スポーツ公園なんか松涛窯がありますよね。松涛窯についても、営利でやりよるわけでも何でもない。始めた当初は、ほかに施設がなかったんで、必要だったんだと思うんですが、今室積、光井、いろんところでそういう窯を持ってきて、そういう、いつまでも必要なかなと。

じゃ、どの程度の運営状況なんかという資料もどうも見つらい、そういう基本的な、役所が自分とここで判断できれば一番ええですが、なかなか第三者の目が入らないと、そういう判断というのは難しいんで、単に企業努力という問題じゃないんで、全体的なもの、ゼロから出発するような資料をぜひ求めたいと思いますので、よろしく願いしたらと思います。

それから、今の中身で言うと、スポーツ公園の管理棟、耐震化の話は何回もしますけどね、大きな災害のときに、あそこへ避難施設をつくろうと、こういう話がこの間も載ってましたよね。だから、スポーツ公園そのものは、災害時にも必要なんだと、こういう解釈をすると、当然その管理棟、もう随分古い建物じゃありますが、結構お金をかけてつくってますし、2階建てじゃあるし、2階は畳があるんで、利用のしがいも高いんですね。しかも、災害備品、備蓄品をあそこに置こうということまでやって置いているわけですからね、きちっと耐震化をして、どういう活用方法がいいのかということを含めて、検討していただけませんかね。返事をもらいましょうかね。

ついでにあわせて、例えばいろんな施設で電気保安協会というのがあります。これも結構独占的な保安協会でしたが、最近は資格を持った方がたくさんいらっしゃるんで、入札でも別に構やせんのですが、意外にこういうものは従前どおりの取り扱いというのが多いんで、ちょっとそういうのをあわせて、管理と、今のスポーツ公園の耐震化を含めて、ちょっとお話をしてもらっていいですか。

○村崎体育課長

まず、スポーツ公園の避難所等としての問題ですが、以前から先ほどありました防災の関係で、備蓄品等の話も出ております。これは、実は御存じかもしれませんが、たしか51年に建設されたもので、耐震化のほうは診断はしておりませんが、たしか適用はされていないと確認しております。

当然そこらあたりの使用の仕方については、防災危機管理課とも話をしながら進めているところですが、現実的には光井コミュニティの建物などがまず優先的な形ということで、たしか設定されていたと思います。

スポーツ公園の建物自体も実際にはそれほど広さはないので、今後どういった形で活用していくかということについては、所管であります防災危機管理課とまたいろいろな視点から考えて、協議を進めていけたらと思っております。

また、電気保安協会との関係でございますが、ここはもともと市の体育課が入っております、その当時の契約といいますか、形で、これまで続いてきていると思います。特別な事情があった場合につきましては、指定管理者のほうから協議等相談をいただきながら対応しているというところで、特別に私どものほうで今指示等をしていることはございません。

以上です。

○河村委員

スポーツ公園ですが、待つのは何ほ待ってもええんですけど、要は災害の備蓄品を置

いちよるのいね。だから置いちよるのに、万が一何かあったときに、せっかくの備蓄品も使えなかったということじゃ何にもなりませんし、ただ当時労働省か何かじゃったかな。すごい鉄筋コンクリートで、そんなに4階、5階建てというのならともかくとして、2階建てじゃから、そんなあれはないと思うんで、1回、市の建築でも見てもらったらとは思いますが、一応お願いだけしておきます。

それから、旧の給食センターの跡地が売れたというような話をちょっと聞いたんですが、従前浅江のコミュニティのほうで地域での行事の折に駐車場に使いたいという要望が上がったと思うんですが、そのあたりの考慮を含めて、ちょっとお話をいただけますか。

○清水学校給食センター所長

旧光学校給食センターの活用につきましては、遊休資産の処分、活用ということで、このたび建物の解体条件付きの公売を行ったところでございます。

従前より浅江小学校につきましては、コミュニティスクール等の活動で駐車場が不足傾向にあったということで、駐車場としての活用の要望もいただいております。

このたびの売却に当たりましては、小学校の駐車場用地として15台分を確保して、それ以外の部分を売却したものでございます。

なお、この15台分というものにつきましては、学校、コミュニティセンター、連合自治会等へも御説明のほうはさせていただきまして、御理解をいただいております。

以上でございます。

○河村委員

それでは、この間の学校の新しい教育大綱の中にも、小中一貫教育ということで取り上げておられます。何となく肌身に感じるところはあるんですが、県のほうが中高一貫教育を推進をされてきておりました。光市でも聖光高校、この間新しく立派な校舎を建てられまして、中高一貫教育については、どういうふうに捉えておられるのか。

この間、光高等、光丘の統廃合の説明会があったときにも、お母さん方の中から、中高一貫教育についてのお話を受けて、自分のところの進路に密接に関係しますので、そういう意味じゃ親御さんの関心というのは、中高一貫教育というのには、高いものがあるんだなと、こう思ったんですが、これに書いてあるような、例えば小中を同じ建物の中でやるというような例えば目標を立てて進めるとすると、小学校の1年生と今の中学校とが一緒になって教育するよなというようなニュアンスで受け取れるんで、現行の1年から6年で十分なような気がせんでもないんですが、そのあたりのところはどんなんですか。もうちょっと説明が足りないんじゃないかなと。小中一貫校はこういうふうにしてというものがちょっと足りないような気がするんですが、どのようにお考えですか。

○和田学校教育課長

小中一貫教育のことについての御質問であったというふうに承っておりますが、御存

じのとおり、光市立学校の将来のあり方検討会議におきまして、今検討を進めているところであります。第4回の会議におきまして、将来の方向性を示させていただいたわけですけれども、その具体的なあり方につきましては、この基本構想ができた後に計画をつくるという段階で明確にしていくものであろうかというふうに考えております。

ただ、この小中一貫というものは、小中連携教育の中の一つのものであるというふうな認識をしております。将来的には同じ敷地内で一体型の小中一貫教育を行える学校をつくっていきたい。そこでお示しのとおり、小学校1年生、中学校3年生が同じ敷地内で生活するということがイメージできるかと思えます。

その発達の段階の差はあるかもしれませんが、逆にそのかかわりの中で小と中の滑らかな接続ができるものというふうな認識をしております。

また、もう一つの中高一貫というお話でございますけれども、御存じのとおり小中学校は光市立の学校であります。光高校、光丘高校は県立の学校でございますので、これを一貫というシステムにつくるというのは、今の段階では大きな課題があるかと思っておりますが、ただ中学校と高等学校が連携を図るという取り組みは、今現在も少しずつではありますけれども、進めておるところでございます。

また、聖光高等学校も光市におきます大変貢献をしておる高等学校でございますので、この聖光高等学校との連携というものも考えていかなければいけないというふうに考えております。

光市の学校教育は、連携協働教育を進めております。この連携協働が小中だけではなく、幼保からそして高校までつながりができればと思っております。

今後、中高のつながりのあり方についても研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

小学校の入学式なんかに行くと、なるほどのというとおかしいんですけど、まるっきり小学生には見えん、幼稚園児の延長ですから、落ちつきがなかったり、なかなかうまくない状態というのが結構たくさんありますから、6年生の卒業式のときにも、たしか1、2、3年ぐらいはおらん、低学年は、そういう状況の中で、中学校と一緒にというのがもっと議論をして、周りにきちっと了解をしていただいてというのが必要なんだと思うんですよ。

山口は野田学園だったですかいね。中高一貫か何かやっておられますよね。親御さんのほうから見ると、どうしても進路を含めたことが気になりますので、中高一貫というのは、意外にすんなり頭に入ってきやすいんですよ。教育全体の問題にもなることじゃありますが、もう少し父兄、保護者のほうへ理解を深めるための何か努力が要るんだと思うんですよ。

そうしないと、今のまま小中一貫とこう進めていって、将来、小学校も中学校も同じ建物の中で皆やりますよというのは、なかなか今校舎が現実的には分かれてあるんやから、当面そんなことが起きるとは思いませんが、やはり努力は重ねていかんと、どうもうまくスムーズにいかないんじゃないかなと。

私最近よく参観日にお伺いしておるんですが、6年生が中学生と一緒に体育の授業なんか参加して、それはそれでええ面が結構たくさんあるんですよ。

ただ、私らが受けた教育が悪かったのかどうかわかりませんが、今市民憲章なんかでも、いきなり中学生なんかというのは、大きな声を張り上げて、ちょっと私ら気持ち悪いとか、そういう教育を受けたんでしょね、恐らく。ここまでせんでもええののうと、こういう気はせんでもない。

そういうものが、個別の今の体育の授業の中にも何かあるような気がせんでもない。団体訓練は必要ですが、多感な時期ちゅうのは、わざわざそれに反発するようなところも出てきたりするんで、結構慎重な取り扱いをしていただくといいかなというふうに思っております。

それから、部活です。外部指導者の話を前回もさせていただいたんですが、この間も学校の先生が要は長時間勤務で過労死をするんじゃないかというような話をあつたりするわけですが、だとするならば、余計なこと、部活の指導者や外部コーチを入れて、すっきりさせるのがええと思うんですね。

教育委員会的には、外部指導者を入れることについては、特段の問題はなかったと思うんですが、個別の学校では、やっぱりそうじゃないケースが多いんですよ。学校の先生がやる気があるから、やる気があるからと言うても、指導者の経験もない、自分が指導された経験もない人が、やるのが、ええのか悪いのか、子供にとって、きちんと基礎から教えてくれるようなスポーツの指導者は望ましいわけですね。

そういうものを、要は外部の指導者がええか悪いかという問題は、そういう人を集めてそういう教育をすることが必要なことじゃありますけど、そういう形で外部から指導者を入れて、子供にしっかりと基礎を学ばせる、そのことが学校の先生の負担を軽減するということになれば、これ以上ええ話はないと思っておるんですが、意外に現場はそうでもない。

学校の先生が、変な言い方をすると、部活を使って子供を管理するという傾向も見受けるんですね。

もう一度今の外部指導者の導入について、どの程度学校で、今教育委員会のほうで思っておられるのか。ちょっとお聞かせいただけますか。

○和田学校教育課長

部活動の外部指導者の御質問でございますけれども、まず外部指導者の今年度の人数でございます。全ての5中学校におきまして、外部指導者に協力をお願いしております人数は32人です。

先日の一般質問でもございましたけれども、ボランティアという形で御協力をいただいております。

また、中学校体育連盟に登録の手続もしております。

この外部指導者の協力につきましては、それぞれの学校の校長の判断で行っているところでございます。

お示しのとおり、教職員の多忙化というものは、社会全体の大きな課題となっております。

ます。それによる過労死という報告も受けております。その大きな要因の一つである部活動のあり方について、文部科学省、県教委、市教委、連携を図りながら対策を努めているところです。

この4月に全ての学校に県教委の周知されました今後の部活動のあり方についての文書を配付し、そして光市としての一定の基準を示させていただいたところでございます。

今後、子供たちにとってこの教育活動の一つである部活動が、より有意義なものになりますように、そして教職員の多忙化の改善にもつながるように、光市教育委員会としても支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

ありがとうございます。ぜひ進めていただきたらと思いますので、よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

周防立野の向山文庫についてお伺いします。市の指定文化財ということですが、先日所用で近くに行った折り周辺を散策しましたら、裏の塀が壊れ、内に入出入り自由な状況でしたので、少し入ってみました。納屋が崩れ、竹が繁茂する状況でした。これが市の指定文化財かという状況でした。個人の所有ということで難しい点もあると思いますが、持ち主の言い分がどういう言い分があってというのを、きちっと1回調査をしていただくといいかなと。今のように、竹がどンドンどンドン出てくると、すぐ屋根も恐らくひよつとしたら突き抜けているかもわかりません。何か保存方法で今考えていることがあれば、ありがたいんですが、ちょっとお願いできますかね。

○弘文化・社会教育課長

ただいまの向山文庫の件についてお答えを申し上げます。

向山文庫につきましては、市の指定文化財ということで認定しているところでございますが、なかなかいろいろな手が回りにくくなっているというのは現実でございます。

向山文庫自体は、まだそれなりというところもあるんですが、その母屋というか、家のほう、こちらのほうは、もうどなたも住んでおられない、そういった状況でございますので、なかなか管理が行き届いていないというところは今懸念しているところでございます。

ただ、そういったことで、この文庫の敷地自体が個人の方の所有というところもございますので、地元等とも協議しながら、管理していくのがいいのかなというふうには考えられるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

今話を聞くと、土地はということですが、建屋は何かそういう管理委託を受けているんです。

○弘文化・社会教育課長

特に委託等は受けてはおりません。
以上でございます。

○河村委員

さっき言いましたね。持ち主がどういう思いで、今まるっきり放置をしている状態ですから、どういうふうなお考えで、例えば保存するならこういうふうにしてくれたらええよとか、何か言い分みたいなのを聞いたことはないんでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

余り連絡を取り合うことというのは少ないんですが、たまに連絡をとった際には、何かの用があるときにおかけすることがあるので、意向等については把握はいたしておりません。
以上でございます。

○河村委員

一度やはり持ち主とコンタクトをとっていただいて、どのようにお考えなのか、例えば市としてはこれを保存をしたいと、こういうふうに言われるのか。例えばもう屋根が漏るというような状況だったら、市のほうでそういうのを負担してでも直したいからという申し出をするのかしないのか。要は保存について、この部内での協議も当然必要です。相手のあることじゃから相手がどういうふうに思っておられるのかというのを確認するのも必要なんで、もう少し突っ込んで仕事に当たっていただくといいかなと思うんですが、いかがでしょう。

○弘文化・社会教育課長

今後、向山文庫の維持管理について、地主さん、持ち主の方、こちらのほうの考え方について、調査のほうはしてまいりたいというふうに思います。
以上でございます。

○河村委員

よろしく願いいたします。

それから、一般質問でサンホームの定数について話がありましたよね。ちょっと理解ができなかったんですが、たしかことしからだったですか。高学年も認めましたよね。低学年でもしも定数を超えている状況の中で、いやええ、高学年もどうぞと、こういう話が何で起きるのか不思議でしょうがないんですね。

建物がある以上は、その定数というのはやむを得ない状況なんで、今トイレの問題とかいろいろ指摘を受ける中で、もしもその定数を維持するためには、例えば仕事をしているかどうかというものをもう少し厳密に見るとか、今の高学年については御遠慮いただくとか、そういう線を引いて一定のその間で縛れるような方策というのが大事だと思うんですが、どういうふうにお考えですか。

○弘文化・社会教育課長

サンホームの制度の件でございますが、6年まで拡充したというのを段階的にやりまして、今年度から6年になったというのは議員さんのおっしゃるとおりでございます。

そういった中、6年までに至った経緯というのは、文部科学省のほうの規定の中で、一応各サンホームについては、6年生まで拡充するようというところの指示の中で、実施しておるところでございます。

それから、施設の内容でございますが、今現在、登録だけということになりますと、なかなか定数の中におさまっていない施設というのものもあるのは事実でございます。

ただ、登録はしながらも、来られる方が約8割程度というところが多くございますことから、実態として定数の中におさまっているということでございます。

ただ、この定数につきましても、まだ文科省のほうもきちんと指導等をしている数字ではございません。今経過措置で出ている数字を基づいて定員を設けておりますので、そうは申しましても、なかなか御不便はおかけしているというのは十分認識しておりますので、そういったところについても、今後はいい方法というのを考えていかなきゃいけないというふうには考えております。

以上でございます。

○河村委員

文科省の指示ちゅうのは、定数を超えてまでやれという指示じゃないはずなんですけどね。そのあたりのところは、しっかり対応していただきたいなと。

それから、室積の話だったからちょっとあれすると、ことはたしか1クラスですよ。空き教室がある、本当は、学校からすると、空き教室はないというような話もあるんですが、光井小学校の場合には、空き教室でサンホームをしていただきましたので、子供の管理ということじゃないんですが、お預かりをする中では、結構何というんですか、簡単なというか、しっかりお預かりをできる環境があるんですよ。

だから、ある程度そのあたりのところは学校全体を見ながら、整理をしていただける部分だと思っておりますので、しっかり御対応いただけたらと思います。

それから、この間のときの宿題の、AEDについてでございますが、どういう状況じゃったのか、ちょっとお聞きしてもいいですかね。

○太田教育総務課長

AEDの件でございます。小中学校施設で説明させていただきますと、小学校11校、中学校5校に全16校に各一つずつAEDを設置しております。

以上でございます。

○河村委員

宿題じゃったというのは、お金の問題じゃったと思うんです。要するに、まちまちな金額であったり、あるいはリースというような話もあったかと思いますが、本体のこういう何 kw、出力が何かあるかどうか知りませんよ。それが買ったら何ぼ、あるいはリースにしたら5年リースで何ぼやったと、こういう話じゃありませんでしたか。

○太田教育総務課長

失礼いたしました。AEDの設置の小学校、中学校分についてお答えをさせていただきます。

AEDにつきましては、小学校、中学校ともに長期継続契約ということで平成26年12月から平成31年11月までの5年間の長期契約で行っております。

月々の1個当たりの年額としましては、2万7,000円程度になります。5年間で約13万5,000円ということになります。

導入している機器につきましては、医療機器の専門業者のAEDでございます、そういう意味から信頼性は高いものというふうに考えております。

ちなみに、その医療機器のAED、定価で申しますと35万円程度だったというふうに記憶しております。

あわせて、5年間の長期継続契約の中には、電極パッドであったりバッテリー等の交換の費用も含まれております。

以上でございます。

○河村委員

全部の金額が一緒じゃなかったと記憶しとるんじゃ。小学校、中学校の今話をされましたが、ほかにも公共施設には全部AEDが置いてあって、単価がそれぞれ皆違っていたんですよ。ほじゃから、これはどういうものかと、今言われたのは、要はそういう医療機器を取り扱うところで点検を含めてやっているからという。それは理解できるんですが、じゃその相手先でという、何と言ったらええかな。この間も何かあったね。1個買うんと、100個買うんとどっちが安いかわかりませんが、まとめてするのがええのか、悪いかわかりませんが、そういうものを管理をするのも恐らく役所で自分のところで管理ができんというのもおかしい話なんですけど、そういうものを管理できるのが役所なんで、その役所が面倒くさい、忘れることもあるから、業者に皆お任せというたら、役所じゃなくなってしまうので、ぜひそういうところもひっくるめて、いろんな検討を進めていただいたらというふうに思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

何点か質問させていただけたらと思います。

一般質問のほうでも少しお聞きしたんですが、時間がなかったので、委員会のほうでお聞きさせていただけたらと思うんですが、イングリッシュプラン光についてまずお聞きしたいんですが、教職員の専門性向上について取り組むということがあったんですが、市内各校の取り組み状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

外国語教育にかかわります教職員の専門性の向上についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、山口県教育委員会、光市教育委員会主催の外国語教育研修会の実施だけではなく、各学校においても外国語教育の研修会は行われております。

実施時期または回数におきましては、各校それぞれ異なりますけれども、来年度から先行実施で行われますこの外国語教育については、現在それぞれの学校で準備を進めているところでございます。

なおALTが各学校に配置させていただいておりますけれども、このALTの方々のお力も借りながら、ネイティブな英語教育が進められるように研修を進めております。

具体的な例としますと、公開授業を行いまして、それに対して研究を行うということ、また中核教員というものがおりますので、この中核教員を講師とした復伝研修等も行っております。

また他校の、今、室積小中、光高等学校が文部科学省の指定を受けておりますけれども、室積小学校へ、また室積中学校へ授業参観に行つて、研修を行うというようなこととしております。各学校での取り組みは、以上でございます。

また、光市教育委員会としても、自主的な研修会を月1回程度行つておりまして、これについては約30名程度の教職員の参加のもと行つているという現状でございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。もう、教育委員会主催のものと、各学校もALTとも連携しながらやつていく、また、そして市内の学校同士の連携もしながらやつていっているということで、かなり熱心に取り組まれていることと思います。

その中で、国際交流体験の充実というものも示されておるんですが、それはどのような取り組みをされているのか、お示しいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

国際交流体験の取り組みでございますけれども、今年度から夏休みを利用してイングリッシュキャンプというものを計画しております。これにつきましては、1日日程で行おうと、今、計画をしておるところでございます。

今年度は、小学校5、6年生の希望者を対象に、日帰りの英語体験型ワークショップ

を周防の森ロッジで行う予定としております。これにつきましても、市内のALTに協力をしていただきながら、英語を用いたミニゲームを行ったり、野外炊事、宝探しゲームなどの活動を企画しておるところでございます。

1日を通して英語に多くなれ親しみながら、さまざまな活動を体験していく予定でございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました、ありがとうございます。

まさに複合、ちょっとこれに示されていたんで、お聞きしようかと思っていたんですが、英語の教育だけではなく、本当、体験としても子供たちに大きな影響を与えていると思いますので、今から夏休みということなので、今から募集もかかってくると思うんですが、ぜひ、たくさんの子供たちに参加していただいて、広がりを見せたらなと思います。

これ、ちなみに何人ぐらいの方を対象に考えられているのでしょうか。

○和田学校教育課長

正確な数字は、まだ、お示しできませんけれども、約40名程度になろうかと思っております。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございます。

ぜひ、こういった活動にも期待しておりますので、よろしく願いいたします。

そして、次の質問に行きたい、全国的に通級指導の対象者がふえてきているということが新聞報道にもありましたが、現在、光市の状況についてお聞きしたいと思います。

○和田学校教育課長

通級指導教室に通っている児童生徒の現状ということでございますけれども、現在、光市では小学校が120名、中学校が44名、合計164名の児童生徒が通級による指導を受けております。

以上でございます。

○田中委員

これ、状況的にふえているのか減っているのかというところも、ちょっと後でお聞きさせていただけたらと思うんですが、この春から対象児童13人につき教員1人を配置できるように法改正されたとありますが、光市での対応は、何か特別な対応をされたのでしょうか。

○和田学校教育課長

通級指導に通う児童生徒の数からお答えさせていただきますと、これは年々増加傾向にあるというふうに理解しております。

また、文部科学省がこの春、示しました対象児童生徒 13 名につき教職員 1 名を配置できるようにという方向性を示してはおります、ただ、今後、実態把握に努めながら年次的に配置を進めていくと聞いておりますので、今年度、光市におきまして、この 13 名につき 1 名という配置はできていないという状況ではございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。年々、人数も変わるので、そのあたりしっかり把握しながら、対応できていないという話もありましたが、できるだけ、やっぱり教育環境として対応していただけたらと思います。

そして、また、研修等で専門性を高めることが課題と言われておりますが、そのあたりについての取り組みはいかがでしょうか。

○和田学校教育課長

通級指導教室にかかわる教職員の研修等で専門性を高めるということですが、現在、浅江小中学校におきまして、文部科学省の指定を受け、通級指導担当教員等の専門性向上に取り組んでおります。今年度で 2 年目になります。

これにつきましては、通級による指導担当教員が、通常の学級担任と連携を深めるための専門性のあり方というテーマに基づいて取り組んでおります。また、通級指導担当者の研修会も公開授業、または、実技演習、講演等を通じて教職員の専門性の向上に努めておるところでございます。

この浅江小中学校の取り組みが全市的に広がっていくように、市教委としましても支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

済いません、私も、ちょっと詳細については知らなかったもので、今、お聞きして、先進的に取り組まれているということをお聞かせいただきました。

特別支援教育につきましては、やっぱり、その一般の周りの普通の、普通のって言ったらかちょっとおかしいですね、周りの理解と配慮、配慮というか、理解が必要ってというのが共生社会に向けてということで、第一に上げられておりますが、その中で、普通学級との連携というお話もありましたが、それは、そういったことも見据えての取り組みと考えてよろしいですか。

○和田学校教育課長

本市の小中学校におきましては、特別支援学級がございまして、この学級に在籍する児

童生徒は、交流学習という形で通常学級に行ってもに学ぶという経験を、既に長い年月をかけて取り組んできております。

もう一方で、通級指導教室これに通う児童生徒は、通常学級に在籍しながら個々に応じて、週1時間程度、専門性のある教員から指導をうけるというシステムでございます。

通常学級における特別支援が必要な児童生徒に対する理解というものは、教職員をはじめ、児童生徒にも進めていかなければならないと考えております。

この特別支援学級に在籍する児童生徒、そして通級指導教室に通う児童生徒の理解は、人権教育の一つの視点でもございますが、障害者の理解というものをしっかり深めていかなければいけないものであると理解しております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。

本当に小学生の間とか、友達がどこに行っているんだろうなという、正直、理解していない生徒が多いというのも現状とあって、そのあたりも適切な、適切なというか、情報を流してというか、情報をお伝えして理解が進んで、みんなで応援できるような社会になることを、学校教育になることを期待しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

そして、続いて、放課後児童クラブの嘱託職員採用状況についてお聞かせいただきたいのと、あと、以前、求めておりました健康診断の実施についてその後、いかがな取り組みかをお聞かせいただけたらと思います。

○弘文化・社会教育課長

放課後児童クラブ、いわゆるサンホームの職員の状況でございますが、平成28年度につきましては、1月採用ということで、3名募集をいたしました。1名の採用にとどまったところでございます。

次に、健康診断の件でございますが、その嘱託職員につきましては、市の嘱託職員と同様な対応となりますので、健康診断の受診を予定しております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。

それで、29年度の予定と、今、健康診断について1名は行うということがありました。が、今、これサンホームとかではないんですけど、病院でも結核が拡散したりという部分もありますが、そのあたりで、たしか国のほうから健康診断のほうを行うようにということも書かれていたかと思うんですが、その辺の説明もいただけたらと思います。

○弘文化・社会教育課長

まず、本年度のサンホームの嘱託職員採用予定でございますが、一応、一定の落ち着

きが見られる時期等に採用ということを考えまして、10月1日での採用というものを計画しておりますので、これから職員募集に取り組むところでございます。

それから、健康診断の件でございますが、文科省のほうからの文書にもありますとおり健康維持の観点からも全職員へ健康診断、受診機関についての提供について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

全職員に対して行っていきたいという、ちょっと前向きな回答をいただきまして、ぜひ、御検討をいただきたいと思っております。そして、嘱託職員につきましては、10月1日ということでもございましたけど、昨年の3名を募集して1名しか採用なかったということ、また、この夏休みはやっぱり、ひとつ、子供たちの触れ合いも多くて、多忙な時期になってくると思っておりますので、今、言ってももう遅いのかもしれませんが、ぜひ、そういったタイミングも見ながら対応していただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、次の項で新電力導入についてお聞きしたいと思っておりますが、一般質問のほうでもお聞きしましたが、教育所管として考えますと、給食センターとか図書館とかそういったものも公共施設になってくるかと思っておりますが、そのあたりの施設についての検討状況についてお聞かせいただけたらと思っております。

○太田教育総務課長

新電力のお尋ねでございます。教育総務課のほうでは小中学校と教育庁舎を管理しておりますので、そのあたりの説明をさせていただきたいと思っております。電力料につきましては、小中学校合計で2,502万円、教育庁舎が215万円、これは平成27年度決算額でございます。小中と教育庁舎を合わせて2,717万円程度の電気料がかかっております。

新電力の移行についてでございますけども、これまでは具体的な検討を行っておりませんので、今後、新電力の移行について調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村崎体育課長

スポーツ施設では、先日、一般質問でお答えしましたが、その他の施設でスポーツ館、勤労者体育センター、それから、サン・アビリティーズ光がございまして、こちらのほうも、その最大電力量等々いろいろと検討事項がありますので、その辺についてはまた、これまでは詳しい検討をしておりませんので、今後、いろいろと電気の使用量等を考えながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○弘文化・社会教育課長

それでは、社会教育施設、それから文化施設並びに教育集会所についての電気につい

て御説明をさせていただきます。

先ほど、文化施設の文化振興財団の文化センターと市民ホールについては、既に新電力導入されておられます。それから、ふるさと郷土館については、まだ導入しておられません。こちら文化振興財団の管理ということになりますので、そちらのほうに、今のところは委ねることになるかと思えます。

残り、周防の森ロッジ、伊藤公資料館それから、市内4カ所の教育集会所については、まだ、そういった検討を行っておりませんので、こちら同様に今後の研究材料とさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○清水学校給食センター所長

光学校給食センター関係分について御説明をさせていただきます。

平成27年度決算数値でございます。給食センターにおいては、約年間45万kWの使用、料金については1,049万円となっております。現在、具体的な検討等はしておりませんが、さまざまな角度から調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○礪山図書館長

図書館について御報告をいたします。

平成27年度の決算で使用電力量は7万1,800kWh、電気料金は185万6,000円となっております。

図書館においても、今後、検討していく予定としております。

以上でございます。

○田中委員

詳細にわたりありがとうございました。

教育所管だけでかなりの建物が対象になっているんだということがよくわかりました。これから、どの課もこれからということなんで、課ごとのそれぞれの取り組みが努力になってくると思いますので、ぜひ、積極的に検討していただいて、いいものであれば導入をお願いしたいと思えます。

先ほど、同僚委員のほうから熱中症対策という声もありましたけど、今、学校の整備っていうものは、トイレ整備の話が数多く光市では出ておりますが、先行している市だと、もうエアコンを導入ということまで整備が進んでおります。こういったことから予算が出てくれば、そういったことも可能になってきますので、そのあたりも含めて、出てきた算出をどう使うかというところまでも御検討いただけたらと思えます。

それで、最後にもう1つ、ちょっとこれ通告していないんですが、つい最近、ちょっと三井小学校のほうで、小学生が番組制作して放送する、ちょっと僕、詳細が全くわからないんですけど、そういったものの取り組みを教育委員会が後援して行っているというお話をお聞きしたんですが、これ何か、どのような取り組みをされているのかお聞か

せいただけたらと思うんですが。

○和田学校教育課長

今、お示しいただきました取り組みですけれども、小学校5年生の社会科で「放送局の仕事」という教材がございます。それを実際、今までも子供たちが企画をし、取材をし、番組をつくるというような取り組みをしていた学校もあります。その取り組みをKビジョンの協力を得て、Kビジョンの機材を使い、Kビジョンのスタッフの指導を受けながら、番組づくりをしていくというものでございます。

これにつきまして後援依頼を受け、子供たちの教育活動に大変マッチするものであるという認識から、各学校で進めていくという方向になっております。

その取り組みとして、三井小学校の5年生が取り組んだということです。今後、光市内の学校の全ての学校で行っていききたいと計画をしている段階です。

今年度中には全ての学校は難しいので、年次的にそれぞれの学校でこの取り組みをやっていききたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

今ちょっと、お聞きしながら子供たちにはいい経験になるのかなというところがあるんです。ちょっと整理させていただきたいんですが、今、教育委員会、市の事業としてやられているのではなくて、その何か向こうから企画いただいたものを、普通のイベントを公演するかのような感じで、公演するような意味合いも少し感じたんですが、そのあたりはどのような位置づけなのでしょう。

○和田学校教育課長

これにつきましては、提案は企業から教育委員会のほうにございました。企画段階からこのような取り組みをやってみたいという相談も受けまして、それを受けて小学校5年生の社会科、総合的な学習の中で可能ではないかと、相談の中で話が出たものでございます。その後、その担当する企業が、各学校の校長に依頼をしながら進めていくという流れになっております。

以上でございます。

○田中委員

社会科の授業の中の一環としてやるということで、何て言いましょう、予算的には、そしたら市のほうからの持ち出しはないという考えでよろしいですか。

○和田学校教育課長

予算的な措置は教育委員会としてはございません。

以上でございます。

○田中委員

わかりました、ありがとうございました。

○田邊委員

文部科学省が2月14日に先行議員の答弁にもいろいろ入ってきたとは思いますが、小中学校の学習指導要領と幼稚園教育要領の改訂案を公表しました。学習指導要領についてですが、学校教育について大網的な基準ではあり、学校段階、学年、教科、領域ごとに主に指導内容を明記し、教科書作成の指針ともされており、ほぼ10年ごとに改定されておりますが、今回の改訂案の大きな特徴を、光市としてはどう思われているかお教えてください。よろしくをお願いします。

○奥屋学校教育課主幹

それでは、次期学習指導要領につきまして、説明させていただきます。

今、委員からお示しされたとおり、3月に文部科学省が告示しました、小中学校の次期学習指導要領は、小学校が平成32年4月から、中学校が平成33年4月から全面実施される予定です。

今回の改定では、まず、国の基本的な考え方としまして、子供たちが未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成すること、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること、道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが示されております。

なお、今回の改定の主なキーワードとしまして、育成すべき資質能力と主体的、対話的で深い学び、社会に開かれた教育課程というのがございます。教育内容の実際の主な改善事項としましては、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、初等中等教育の一貫した学びの充実などが示されております。

これを受けまして本市におきましても、この国からの示された内容に即して、これから取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○田邊委員

どうもありがとうございます。

1947年の制定の教育基本法では、教育の目的は個人の人格の完成を目指し、子供の生きる力を全面にわたって育てることでした。

これが今回、資質、能力を備えた人材育成にかかわっておりますが、今回の学習指導要領改訂については、多くの新聞、テレビが取り上げております。実現に向けて取り組む余裕が学校にあるのか疑問だと、文部科学省には職員を支える方針を示し実現する責務があるという、職員の多忙化がさらに授業時間が増える教員が、自己研鑽の時間を確保するのが容易ではないと、そういう課題が上げられておりますが、そういったことで光市も、こういったこの学習指導要領を文科省のとおりにはやるんですけど、教職員の立場に立って改めて現場の意見も聞いて、またそういう接し方をしてもらいたいと、私は

思っておるんですが、以上ですが、はい。

○奥屋学校教育課主幹

まず、今回の学習指導要領に定められました授業時間、こちらについて説明をさせていただきます。

御承知のように外国語が入ってまいります。3、4年生が週に1時間の「外国語活動」、小学校です。それから、小学校5、6年生が現在、「外国語活動」として週1時間あるのが、これが「外国語」として週2時間になります。こういう形で、その分の授業時間がふえてまいります。

中学校は現行のままですが、研修の充実も以前の質問でお答えしましたが、これらと合わせまして、教職員の多岐にわたる業務の改善にも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○委員長

田邊委員、まだありますか。

○田邊委員

もう終わります、もう少し。

○委員長

いや、まだほかにもあるようですので。

○田邊委員

ほかにはもう。

○委員長

ほかの皆さんがあるようですので、ここで暫時休憩といたします。

なお、再開につきましては13時ということでお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○弘文化・社会教育課長

冒頭に失礼いたします。

午前中に、サンホームの設置基準等の説明の際に、文部科学省からの指導と申し上げましたが、実際は厚生労働省からの指示でございます。

お詫びして、訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○田邊委員

休憩前に学習内容の説明をお受けしました。

今回、示された改正案では、学習内容が増加させることを懸念しているんですけど、

子供たちの学習負担がより重くなることが、私は思っているんですけど、例えば、先ほど言った外国語なんですけど、小学校で扱う単語が 600 から 700 語程度となる資料をもらいました。また、中学校で 1,600 から 1,800 語程度となっております。

1998 年の改定では 900 語であり、小学校で、現行の中学校学習指導令は 1,200 程度としておりますが、中学校で、この段階で扱う単語の数が現行に比べて、約 2 倍近く飛躍しているんですけど、その辺のあたりがどう思われているかなとお聞きしたいので、よろしくお願ひします。

○和田学校教育課長

小中の外国語教育についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、小学校の外国語教育ですけれども、外国語教育には話す・聞く・読む・書くという 4 つの領域があります。主に小学校では、この話す・聞くを重視してやってまいります。そのため、先ほどお示しいただきました単語を習得するというものは、現状では小学校では重きを置いていないという認識でございます。

また、中学校で習得する単語の量が増加しているのではないかという御質問ですけれども、先ほども、お話しさせていただきましたけれども、小学校におきます外国語活動を充実することによりまして、中学校 1 年生からの英語に親しむ・聞く・話すという部分が、小学校段階から育てることが可能となりますので、おのずと中学校でも単語を覚えるというものにつきまして、滑らかな接続ができるものではないかと考えております。

いずれにしましても、小と中が今まで以上に連携を図って、一貫した外国語教育を進めていくことが子供たちのコミュニケーション能力、社会性を育むために重要であるという認識をしております。

以上でございます。

○田邊委員

いわゆるアクティブ・ラーニング教育、その方針によってそういうことになされてきたとは思われますけど、教育する方向性ではそういう合理性があるとは思われるんですけど、いわゆる子供たちの成長、発達がゆがめられると思われるので、グローバル人材育成の一方で大多数の子供がまた取り残される問題、また、排除される問題等、そういった多忙化による教師の問題、これがその時期に社会問題になるんじゃないかと私は思われるので、その点を光市ではあらかじめ段階的に計画して、そういうふうに行っていたら私はありがたいと思いますので、以上で終わります。

よろしくお願ひします。

この平成 28 年度の教育委員会事務事業評価結果というのがあるんですけど、このシート、評価シートなんですけど、簡単な、放課後児童クラブの運営事業のところを僕は引き合いに、今、出しているんですけど、これでこのエクセルのシート、このシート自体はこれはもうこういう規格的に、こういうシートがもう全国的にこんなシートでやっとなってますか、それとも光市独自のシートなんですか。

○弘文化・社会教育課長

このシートにつきましては、市のほうで統一的に設けておるものでございます。
以上でございます。

○田邊委員

実績評価の面で、いわゆる何段階の評価とか、そういう文言の部分があればありがたいなと思うんですけど、その年度の決算及びそういう評価した、5段階評価で全てその評価を上回ったら5と、ちょっと落ちる4とか、そういう評価的なのが今の企業では、いわゆるISO、国際基準ではそういう形で評価をしておるんです。そういう形でこのシートも評価していただけると、よりわかりやすいんじゃないかと私は思うんで、どうでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

一所管課で、なかなかそこまで踏み切れないところもございますので、ちょっとそちらについては、また相談等はしてみたいと思います。

○田邊委員

わかりました、済いません、所管外なんで、はい。

私もそういう、今までそういう5段階評価のそういうISOの規格で動いてきた人間なんで、一応そういう評価ならわかりやすいかなと、国際基準にのっとっていただかないかなと思って言いました、済いません。

それと、もう1つ、これは28年度9月に出ておりますが、29年度の9月に同じようなものがまた出るのでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

毎年同様に扱われるものと考えております。
以上でございます。

○田邊委員

わかりました。それでは、事務事業の評価、事務構成の有効性、ここの部分を特化して楽しみにしておりますので、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○仲山委員

ちょっとどうしていいのか、ちょっとよくわからなかったんで、先ほど河村委員さんのほうからもう、中高一貫とか学校のあり方についての質問が先ほど出ていましたけど、そちらのことで質問をさせていただいても、に入ってもよろしいのでしょうか。

ちょっと、もともとのところでお尋ねしたいと思っているんですけども、この学校のあり方、基本的な考え方が出されるまでの間にかかなり話し合いが持たれて、これここ

に至っているということだと思っておりますが、文科省のほうからですか、手引きが出て、再編というか適正規模、適正配置という考え方のもとに学級数あるいは生徒数、そのあたりについて、その標準的なものに近づけていくといったような考え方のもと、その中で、きる限り効果的なあり方を考えていこうというふうに読み取れたんですけれども、検討するという点においては、例えば、市町村によっては、もう統廃合しないんだという方針を出している沖ノ島だとかそういうところもあったりします。

答えとしては、もともと広い答えがある中で、より光に適した答えを模索していくっていう過程が踏まれることは望ましいと私は思うんですが、この過程でもやはり、そういう広く、どう言うんでしょうか、学校数を、小規模校もありかなというような方向も検討した上で、光市においてはどうかというような、そういう論議もあったのかどうかということ、ちょっとお尋ねしたいと。

○和田学校教育課長

光市立学校の将来のあり方の始まりといたしますか、そのあたりからの御質問だと思います。

○仲山委員

そうです。

○和田学校教育課長

御理解いたしました。

この小中が連携していくことであるとか、地域と連携していくという理念につきましては、前から文部科学省から示されているものであります。正式な年度は、今、手元に資料がないため、お答えできませんけれども、光市は大和中学校区が文部科学省の小中連携の研究指定を受けました。その2年間受けて、小中の連携のあり方の成果並びに課題を見出すことができました。

その後、光市はコミュニティ・スクールに取り組み、地域との連携のあり方を模索し、平成24年度から連携・協働を重視した学校づくりを学校教育の柱として取り組みを始めました。

光市は、その「つながり」というキーワードに、地域とのつながり、そして、小と中、校種間のつながり、これを柱とした連携教育というものを県内でも先駆けて、そして成果を上げる取り組みができたものと考えております。

その今まで培ってきた光市の学校教育をより今後未来に向けてつなげ、そして成果を上げていくために、この小中一貫教育というものを目指していこうという流れでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。

そもそのところ、本当にわかりやすく説明していただきまして了解することができました。ちょっと私のほうで調べてみようと思いましたけど、ちょっとよくわからなかったもので、本当助かりました。ありがとうございます。

○田中委員

今、あり方検討というキーワードも出てきたので、全体会についてお聞きしたいかと思うんですが、先日、あり方検討会のほうもあったかと思うんですが、そのあたりでまずもってどのように進められているのか、お話をいただけたらと思います。

○太田教育総務課長

光市立学校の将来のあり方検討会議につきましては平成 28 年の 8 月に第 1 回の会議を行いまして、本年 5 月に第 4 回の会議を開催しております。第 4 回会議におきましては、仮称でありますけども、光市立学校の将来のあり方に関する基本構想案について、事務局から基本構想案の全体像、あるいは骨子の説明をしました後、意見交換をさせていただいております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。それで今後のスケジュール的なものはどのように進められるのか、お聞かせいただけたらと思います。

○太田教育総務課長

今後につきましては、第 4 回会議のときにいただいた意見などを集約しながら、8 月、10 月に会議の開催を予定しております。その後、12 月議会において、基本構想案を中間報告し、パブリックコメントを実施した後、最終案を 3 月議会にて報告する予定でございます。

○田中委員

わかりました。今回、その第 4 回の将来のあり方検討会議をされる中で、分離型小中一貫型小学校中学校とか、一体型の小中一貫型小学校中学校を整備するというようなキーワード的なものも出てきたとお聞きしているんですが、そのあたりについて、もう少し詳しい御説明いただけたらと思います。

○和田学校教育課長

第 4 回検討会議におきまして、事務局案としまして分離型小中一貫型小中学校を新学習指導要領全面実施の時期に合わせて一貫教育を進めてまいりますという御提案をさせていただきました。そして、また時期を見て、一体型の小中一貫型小中学校を整備することもあわせて提案をさせていただいたところでございます。分離型小中一貫型学校でございますけれども、これは現行の制度のもと、また施設等も現行のものを生か

しながら小中の一貫教育を進めていくものでございます。一体型というものは、同じ敷地内に小、中それぞれ、これも現行の教育制度を生かした小学校、中学校がともに学ぶというものでございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。連携のその先が一貫というようなイメージであるとは思いますが、先ほど、学習指導要領の全面実施に合わせて、小学校 32 年度、中学校 33 年度というお話もありましたが、これまでもってでお聞きしたいんですけど、市立学校の将来のあり方にかかわる基本構想ということなのですが、これ将来というのは現実的に何年後を目指して、バックアップとして考えられているものか、お聞かせいただけたらと思います。

○太田教育総務課長

このたび、光市が策定しました第 2 次光市総合計画や光市公共施設等総合管理計画におきましては、20 年後を見据えた計画となっております。このたび、教育委員会が策定を進めております学校の将来に関する基本構想の案につきましても、おおむね 20 年程度の先を見越した計画としております。

以上でございます。

○田中委員

そしたら、20 年後ということなので、20 年後にどういう姿を目指して取り組むというものが出てくるという理解でいいんですか。

○太田教育総務課長

20 年後の計画でございますが、ただ、今後、児童生徒の減少やあるいは施設の状況、あるいは教育の方向性が変わることなどによって速やかに対応しなければならないような事案もあると思いますが、考えられますが、本計画は一応 20 年先を見越した計画ということで策定を進めております。

以上でございます。

○田中委員

なかなか教育環境というものもいろいろ変わってくるのかなというのもあって、国のほうの小中学校の学習指導要領の改訂とか、光市でいっても教育大綱は 5 年間という部分もありますので、その辺でちょっといろんな計画、平成 30 年が第 3 期の教育振興基本計画というものが多分できてくるんだとは思いますが、その中で 20 年後というものがちょっとなかなか想像しにくいなという部分が正直感じております。先ほど、仲山委員のほうからありましたけど、適正規模・適正配置ということで、国は小中 12 学級、18 学級が標準というものも示されておりますが、今までも光市のほうは、教育長も言われてました、小規模の学校でもらしさを生かして子供たちのために取り組んでいくんだ

ということは今までも本会議場でも答弁されてこられましたけど、今回この適正規模・適正配置というものは結構前に出てきたものだとは思われるんですが、そのあたりで考え方をお聞かせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

適正規模・適正配置等についてですけれども、平成 27 年の 1 月に文部科学省から「適正規模・適正配置等に関する手引」が示されました。その中で、お示しのとおり、学校の規模としては小中学校ともに 12 から 18 学級が標準であると示されているところでございます。ただし、この基準におきましては、国も「特別な事情があるときはこの限りではない」ということも明記しておりますし、また、「それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模を主体的に検討することが求められている」と明記してございますとおり、それぞれの教育委員会にある意味、任されているものでございます。その中で光市内の小学校におきましては、複式学級のある学校もでございます。その中で、教育委員会としては、個に応じた教育が進められる利点もあろうかと思っております。また小規模校があるということで地域の方々の協力も大きく得られ、地域とのつながりがより身近なものになっている、そういう学校になっているものと思っております。ただ、先ほど御質問ありました、新学習指導要領におきましては、「対話的・主体的で深い学び」というキーワードがありますように、かかわり合いの中で学ぶということが今後、子供たちに求められてまいります。そのような教育を進めていく上では、やはり極小規模では限界があるということも事実であらうかと思っております。光市としては、今まで培ってきた連携教育の成果を生かした小中一貫という道筋がこの適正規模・適正配置の課題の解決につながるものであるという認識をしております。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございます。そうですね。私たちのほうも子供、複式になって小規模校のよさを生かしてやっていくということで、私たちも市民に説明するときはそれが光市の教育なんだということで今までも説明をしてまいりました。そのよさ、そしてまたその中での課題を見つけて、小中連携から一貫というものになって、そしてまずは一体型という方向に進んでいこうという内容だったかと思うんですが、その中で少しお聞きしてみたいのは、今回、このあり方が出てくることによって、児童生徒、先生、保護者、地域にとってのメリット、デメリットについて何か思い当たるものがあればお示しいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

この小中一貫教育を進めていく上での現段階での利点、課題という部分ですけれども、この件につきましては、基本構想を今策定中でございます。この基本構想が策定された後に計画をつくり、計画をつくっていく段階では、保護者、地域の方々からの御意見もより一層聞いていかなければいけないという認識をしております。その中で、利点、そ

して課題というものも明確になっていくものであろうと認識をしておりますが、国が示しているもの、または先進地域の事例に基づいてこの小中一貫教育のメリットというこの話になろうかと思えます。やはり子供たちにとりまして、この小中一貫教育は、集団の中で多様な考えに触れることができるということ、そしてお互いに認め合ったり、協力し合ったりという関係性の中で子供たちが育つことができるということ。そして、さらに切磋琢磨、お互いに磨き合うということができる。そのような中で、今求められている思考力であるとか、判断力であるとか、問題解決能力であるとか、そのような力を育むことができるというメリット、利点があろうかと思えます。

課題につきましては、やはり子供たちが、例えば通学距離が伸びるであるとか、また地域とのつながりがという部分も考えられるのですけれども、それは例えば交通手段の確保であるとか、地域のつながり方のありようであるとか、そのあたりを今後計画を立てる段階で一つずつ丁寧に解決をしていくことができるのではないかと考えております。

また、教職員の課題につきましては、例えば複式学級では、「渡り」という授業形態がございます。3年生、4年生が授業する中で担任が一人であると。なるとどうしても、3年の前に立っている間は4年生は自学をするという形になります。そしてその時間内に3年と4年を行ったり来たりするような教育、授業のあり方が「渡り」といわれるものですが、そのような授業形態ですと、担任は二つの授業案を持たないといけません、それも改善できると思われま。

また、保護者の方々にとっては、子供さんがある程度の一定規模の集団の中で磨き合うことができるという利点も考えられると思えます。

ただ、課題につきましては、さまざま、その地域によって違いがございますので、これから進めていく光市において課題がどのようなものがあるかは、これから基本方針、または計画をつくっていく段階で明確にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

本当さまざまな関係者との影響とか調整が必要なんだなというところがあって、ちょっと全体でお聞きしたいところもあるんですが、ちょっと1点お聞きしたいんですけど、今の市内の小学校全体でいいんですけど、その中で通級指導教室がない学校というのはございますか。ちょっとはずれるかもしれませんが、あるか、ないかだけで大丈夫です。

○和田学校教育課長

小学校における通級指導教室は、現在ない学校もございます。

以上でございます。

○田中委員

済みません、ちょっとそれでした。ありがとうございます。これ、関係者というか、保護者、地域にも大きな影響を与える、そしてまちづくりにも大きな影響を与えるということで、総合教育会議とか、いわゆる公共施設等の総合管理計画とかあの辺との整合

性とも図っていきながら、話し合いを持って、共通認識を持ってやっていくことが大事と言われておりますが、そのあたりで今までその総合教育会議のほうとかでこういったことを議題に出して話し合われたことはあるのでしょうか。

○太田教育総務課長

学校のあり方に関して総合教育会議で話し合いを持たれたかというような内容の御質問だと思います。

先般、総合教育会議の中で教育大綱を取りまとめしております。教育大綱におきましても、直接的な学校のあり方というわけではないですが、教育の方向性等もその中に見出しておりますので、こういった内容に関することについても会議の中で話し合いはされていると考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。文部科学省が出している公立小学校、中学校の適正規模・適正配置等に関する手引にもちょっとそういった首長部局との綿密な連携による検討ということも書かれておりますので、そういったことも予算もいろいろ絡んでくるかと思っておりますので、その辺も幅広い視点でいろいろ連携して取り組んでいただけたらと思います。ちょっと連続しましたので、私はひとまず置いて、ちょっと譲りたいと思います。

○河村委員

さっきの小中一貫教育の中で、聞きようによっちゃあ、小学校の統廃合ができんから小中一貫教育やるんだというような聞こえ方をしたんですよ。私も複式学級のその授業風景というのを見に行ったことがないんで、ちょっとよく理解ができないところがあるんですが、もう以前、10年以上前、徳山の大道理なんかは父兄のほうからほとんど全員の要望が上がってきて統廃合をしたというのがあって、恐らく今、現実的に今、束荷と塩田ですか、父兄、保護者からすると、もっと教育効果を上げるためには大規模なというか、適正規模という表現がいいんでしょうが、適正規模での教育を受けさせたいという思いは恐らく強いんだと感じておるんですよ。地域のほうからしても、そういう子供の教育の機会を奪うようなことはしたくないという思いもあるんですよ。あとはどうやってそれを進めるかということになるだけなんで、その進め方についての協議を少し地域の中で起こしてみる、あるいは保護者との中でそういった話し合いを持ってみる。20年先には小中一貫型のとかって、今おる子供、ずっと続けるというのも、どうも何かしゃんとしないんで、きちっとした集団行動を含めたそういう教育の機会をあげるというのも大事なことだと思うんですが。そういうふうなお考えはお持ちじゃないですか。

○和田学校教育課長

極小規模の小学校におきましては、現在でも小中連携、小小連携という取り組みをしておりまして、さまざまな教育活動の中で小学校同士が連携し、そして協力した教育活動を行っております。ただ、お示しのとおり、全ての教育活動でその社会性を育むこと

ができていいのか、コミュニケーション能力を育むことはできているのかということにつきましては、やはり課題として認識しております。そのような中で連携をより強めていく「一貫」という中で子供たちの育ち、学びを第一に考えて、この一貫教育を進めていくということでございます。

また保護者、地域の方々の思い、願いというものも十分受けとめていくということは、これはもう欠かすことができないことでございますので、この基本構想が策定された後に、それぞれの地域の実情、風土に合わせた計画がつくることができるよう、しっかりお考え、思いを受けとめて、計画をつくっていくという流れになろうかと思っております。

以上でございます。

○河村委員

言わんとすることはわかるんですが、さしずめ今、子供らがそうやって複式で学んじよる。で、その子らは 20 年先っていったら当面、今、これから生まれてくる子供だってそんな状況にはないんですよ。複式には複式のいい面もあるんだとは思いますが、やっぱり集団の中での切磋琢磨をするという、本来の学校の姿のような気がしますので、余りこう時間をかけずに、とりあえず今の保護者や地域との話し合いというのは持てないものですか。

○太田教育総務課長

ただいまの御質問にお答えします。

今、教育委員会のほうが進めていっておりますのが、光市立学校の将来のあり方の基本構想でございます。この内容としましては、光市教育委員会が目指す学校像、子供にとって望ましい学校とは、あるいは子供たちの教育に資するためにはどういった学校であればいいのかというような、そういった理想的な学校像をつくり上げることを目的としております。これについては、学識経験者を初め、市民の皆様方からさまざまな意見をいただきながら策定をすることとしております。個別の地区の学校を個々にどうするかにつきましては、この基本構想の次の段階になろうかと思っております。そのときには、しっかりと地域に入って、丁寧に説明しながら地域の実情や考え、あるいはその思いなどを酌み取った上で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○和田学校教育課長

引き続きまして、学校教育課のほうからお話をさせていただけたらと思います。

第4回の会議におきまして、新学習指導要領の全面実施に合わせてという言葉をつけさせていただいております。小学校では 32 年、中学校では 33 年です。今後 2 年後を目途に光市では小中一貫教育を行っていくということでございます。ですから 20 年後ということではございません。ただ、その一体型の小中一貫型学校というものにつきましては、それぞれの地域の実情、学校規模等でございますので、個々の学校、地域ごとの計

画になろうかというふうに思っております。現在も小小、小中連携進めておりますから、この取り組みがより中身の濃いものにしていくことによって、スムーズな小中一貫教育への移行ができるものと思っております。これからの2年間で準備期間だと思っておりますので、保護者、地域の方々としっかりした連携を図り、または学校運営協議会等での意見もしっかり承りながら、計画を作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森重委員

ちょっとお伺いします。いろいろ今お話をお聞きして、20年という期間がやっぱり、私もこの20年というのは本当にある意味、絵に描いた餅になりかねないという、そう言いながらも国ややっぱり世間というか、やっぱり人口減少、いろんな意味からもそういう方向に流れていかざるを得ない、20年間で明確な動きが出てくるだろう、やらざるを得ないだろうという、そういう期待が十分に込められた20年間というふうなことも言えると思うんです。片や公共施設のマネジメントのほうも私、今回やらせていただきましたけども、教育はあくまで教育で、子供にとって望ましい学校像と、それから教育環境。しかし時代がそういうふうに変化していく中で、この子たちが本当に今後生きる力を育むための学校教育の推進って考えたときに、どういう形がいいのかという、そういうふうなところでの今の御答弁だったんだろうというふうに思います。光市の場合は、そういう光市の教育の現状を生きる力を育むための学校教育の推進、そのためには連携や協働を重視した学校づくりが大切なんだという理念のもとに、学校間の連携の強化を図り、またコミュニティ・スクールの推進を図ってこられたわけですね。そして、平成26年度には、全小中コミュニティを導入いたしまして、地域とともにある学校づくりの推進をしていく中で、今、各中学校区において、小中がだんだん連携が図られてきているという現状があり、またその成果も出てきていると。それを踏まえて、今回のこのあり方の基本構想をつくられて、まとめは要するに、今後その、今言われたように、32年、33年のその学習指導要領の全面実施に合わせて、もう方向性を示されたわけですね。全小中学校において分離型と。小中、それを目指す、開始するというのは、これはもう方向性は定まったわけですから、それでその後、まだ一体型を考えていくということなんです。その前提となるところで、この分離型というの、要は、分離型というとその前提となるところは、多小1中とか、1小1中とかがあるじゃないですか、今の成り立ちみたいなのが。それから考えますと、やっぱり分離型っていうのは、もう1小1中で行われることというふうに考えてしまうんです。一体型となったら多小1中という、1つの中学校にある程度たくさんの小学校が一個に集まってくるというところのほうが一体型というふうな路線に入りやすいのかなっていうふうな感じがもう見てとれるわけです、これを見ただけで。まあそうではないのかもしれませんが、やっぱり1つの地域に1つの小学校があって、中学校があれば、そこはもう分離だと連携が進めていけるというふうに考えるんですけど、そのあたりはどうなんですか。

○和田学校教育課長

まず、その分離型という捉えですけれども、教育委員会としましては、光市内の現状の1小1中、4小1中という中学校区ありますけれども、全ての中学校区におきまして、この分離型一体型というものを目指していくということで、前回の会議では御提案をさせていただきました。1小1中の校区でおきまして、現行の教育制度、または組織では分離型になろうかと思いますが、今後、同じ敷地内で小学生と中学生が学校生活を行うということを目指すとすれば、これは一体型になりますし、4小1中の校区におきまして、4小が1つの小学校になって、そしてその中学校と同じ敷地内であれば、4小1中でも施設一体型の小中一貫型学校ができると思っておりますので、1小1中だから、4小1中だからというそういう区別はしておりません。

以上でございます。

○森重委員

では4小1中であって、4小が1小になるということも考えられるってということですか。それでないと分離型の連携ではないですよ。ないことはないのか。

○和田学校教育課長

今仰せのとおり、そのように認識しております。ただ、先ほどから御説明をさせていただいておりますけれども、小中一貫教育は全ての小中学校で同時に開始することはできません。が、その施設一体型となった場合には、時間がかかる地域もございますし、またそれほど時間をかけずに一体型ができる、または一体型しなければいけない学校も出てくると思います。そのあたりも基本構想の後に計画をつくっていく段階で明確になっていくものではないかと考えております。

以上でございます。

○森重委員

ちょっと基本的なことだけお聞きしますけど、学校規模の基準で12から18学級を下回る場合の、これは参考までにお聞きしていいのでしたら。

○和田学校教育課長

12学級から18学級を超えている学校もございます。室積小、島田小、浅江小、光井小、三井小がその範囲内か、または超えているというところでございます。

中学校におきましては、浅江中学校、島田中学校の2校となります。

以上でございます。

○森重委員

ありがとうございます。このあり方検討委員会、今からちょうど大変なといいますか、一番今後大きな課題というふうに思うんですけど、ちょっと私も第4回の基本構想のときにちょっと出席できておりませんのですけども、さまざまな資料等を拝見いたしますと、こういうことがやっぱり重視されるというか、そういう方向に行かなければい

けないという資料的なものとしては、人口減少と各学校の施設の老朽化とかそのようなものが掲げられていますので、このあたりをしっかりと説明責任というか、市民ともども、保護者ともども共有しながら、そういうことを進めていかなければいけないのだろうというふうに思います。具体的に、その指導要領が全面的に実施される 32 年、33 年までに、あと二、三年ということがあるんですけど、この間、じゃ具体的にこれが今から 12 月には示されるんだと思うんですけど、基本構想が。その後は、じゃ今の継続、さまざま方どういうことをされるのかわかりませんが、その後はこのあり方に関するこの会議等もう終わってしまうわけですけど、そこは具体的に今度何をされるというか、そこをちょっと。

○和田学校教育課長

まず、小中連携教育と小中一貫教育、この違いから御説明をさせていただきたいと思います。

先日の議会でも答弁をさせていただいたところでございますけれども、連携教育とは、小中学校が連携することを通じて、小学校から中学校へ円滑な接続を目指す教育活動に取り組むものであるという認識しております。その連携教育の中に、この小中一貫教育が位置づけられていると認識しております。

具体的には、小中学校が 9 年間、それぞれ 6 年間と 3 年間の教育課程がございますが、それをつないで 9 年間の教育課程をつくっていく。2 つ目は、やはり教職員の交流活動をより明確にしていくということでございます。

また、先ほどの教育課程ではございませんが、一貫した教育が行われていくことも、この小中一貫教育の柱として認識しております。

現在、既に連携協働の教育の中で、小中のもう 9 年間を見通した子供像というものは、それぞれの中学校区で作り上げていただいております。小中合同の学校運営協議会等で熟議をしていただきながら、自分たちの校区のその子供たち、どのような子供たちを育てたいかという子供像を共有しております。また、それに伴ってさまざまな交流活動を行っていますから、小中の教職員、または児童生徒のかかわりも今、既にかかなりの密度の濃さで行われております。となりますと、これからの 2 年間、残されたものがこの教育課程をいかにつないでいくかということが、これからの 2 年間に課せられた宿題であろうと認識しております。ただ、先ほども申したように、この小中一貫型学校というのは、現行の教育制度で行いますので、小の 6 年間、中の 3 年間の教育課程自体は大きく変わりません。ですから、その 6 年と 3 年をつなぎ合わせるという作業になるかと思えます。ただし、その中で小中 9 年間を見通した教育活動、例えば総合的な学習の時間の中でどのような一貫した教育が行うことができるかとか、またはコミュニティ・スクールの仕組みを生かした活動の中で、小と中が一緒になってつながりのある活動がどのようなものをつくれるかとか、そのあたりを地域の方、保護者の方々と協力しながら、これからの 2 年間、計画をし、実践を行っていくということが求められますし、それが準備の必要な部分ではないかと認識しております。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。校区ごとに子供像がしっかりしているということで、じゃ今後やっぱり、その教育課程、総合学習やコミュニティ・スクール通して、まあ、あれですね。要は、でもコミュニティ・スクールを核にそういうこともやっていけるということも言えるんですか。

○和田学校教育課長

仰せのとおり、光市における小中一貫教育というものは、ただ小学校と中学校の9年間をつなぐというだけではなくて、今まで光市が先駆けて取り組んできましたこのコミュニティ・スクールの仕組み、いわゆる横との連携ですけれども、横との連携も9年間という縦の連携とあわせて一体的に取り組む。これが、光市における小中一貫教育だというふうに認識しております。

以上でございます。

○森重委員

まあなかなか難しいですけど、私ども素人には何だかわからないところですけど、まあ何となくニュアンス的には今後の取り組みも見えるような気がいたします。9年間のそういう教育と、それからまた今度、片や、やはり光っ子の15年間のその子供の、光に生まれた子供を、生まれる前から18歳までということであいぱ一くのほうでもやっておりますけども、この学業においては、この15年間の通して子供の今から厳しい時代を本当に生き抜いていけるそのような子供をいかに光市のその地域力や、また学校の教育、さまざまなそのコミュニケーションの中でつくっていくかということなんだと思いますので、まあちょっとなかなか私もこれいろいろ読ませていただいてもなかなか難しいなと思いつつ、まあでも今、いろいろお話聞きまして、大体、輪郭的なこともわかりましたし、今後どのような方向でこれを実際に動かしていくかというふうなことも感じられますので、ただ、基本構想ができただけで、じゃ何してどうするのっていうふうになってしまうと、やはりこれは20年間という長い目標期間がありますので、なかなか進まないということも言えますけども、要はやっぱり市民または保護者等を巻き込んで、やはり光の町、財政、いろんなことも考えながら、そして教育ということも考えながらの総合的な取り組みになりますので、しっかりまた取り組みを継続してほしいと思います。

よくわかりませんが、以上です。

○河村委員

今のちょっと関連で、子供像というのは恐らくいつの時代でもそんなに変化するものでないんで同じなんだと思うんですが、地域が捉える学校というのと、今学校が捉えている学校というのはちょっと違うんじゃないかという思いがあるんです。

従前というのは、私がPTA活動をやりよったときですから、もう15年も前の話ですが、当時のそのPTAの姿と今のPTAの姿というのはもう100%というぐらい違う

んです。結束力から何から含めて比較にならない。そねえな中でP T Aが昔のような姿を取り戻すことが大事なんです。男男女女共同参画とかと言いながら、ほとんどのお母さん方が皆仕事に入っていて、そういう地域の行事やP T A活動ができない状況がもう起きてしまったんです。で、そねえな中で子供の像だけはしっかり確立していますという状況じゃないと私の目には映っています。

じゃあ、地域がどこまでできるかといっても、よその子、地域の子は自分の子って言いますが、自分の子じゃないんじゃないから。やけえ、その感覚がどうも私には理解ができないところがあるので、もう少し具体的にそういう子供の姿というものを打ち出してもらいたいかな。わかりますか。

○和田学校教育課長

共通した子供像という話ですけれども、小中連携一貫になる以前は、やはり小学校は12歳、小学校6年生の姿が目指す子供像、そして中学校においては中学校3年生の卒業、15歳の姿が目指す子供像であったと思います。

ただ、この連携から一貫へという流れで、小学校においてもその15歳の姿をどうあるべきかというあたりを認識して小学校の9歳であるとか12歳であるとか、そういう子供たちに教育をしていくということがこれからの小中一貫の目指す子供像であろうと思います。

しかも、その子供像は学校内だけではなく保護者の願い、そして地域の願いを全て集約したものでなければいけないと思っています。地域を挙げて、我々の地域の子供たち、15歳にはどういう姿であってほしいかというのが目指す子供像です。地域と学校が一体となって、子供像を共有することによって同じ方向を向いて社会総がかりで子供たちを育てていく、そのような地域になっていくということを期待しております。

また、P T A等とのつながりの部分ですけども、仰せのとおり、なかなか今の保護者の方々は平日ではP T A活動に参加することは難しい状況になっております。かといって、勤務が終わった夜に会合を持つということも我が子がいらっしゃるわけですから、やはり子育ての時間を削るわけにもいきません。

そのような中で全ての学校ではございませんが、例えば土曜日に参観日を設けて、その午後にP T Aの会合を持ち、その後に学校運営協議会も行うというような取り組みを行っている学校もふえてまいりました。このような取り組みを通して保護者、地域、教職員も含めて無理のない活動につながるような工夫をしております。まだまだ課題もありますし、工夫する余地もあろうかと思いますが、そのあたりも今後の課題として認識しております。

以上でございます。

○河村委員

言わんとすることはわかるんですが、従前というのは昔の話ですよ。地域とP T A、あるいは子供たちとの交流の場というのが年に1回とか2回とかありよったんですが、いつのまにかなくなってきまして、そういうお母さん方が仕事をするからということに

もつながってくるんだと思うんですが、なかなかそういう場の設定がないので、そういう場を持ちたいなと思うんですが、なかなかそうはいかないんです。

私、この間からちょっと子供のキャリア教育というか、仕事に対する考え方で、よく新聞なんかで見ると、旭なんかは製造業から小売業までいろんな業種がたくさんありまして、子供が勉強するのも要は恵まれた環境です。私のところは従前に比べるとそういうところがなくて、もう小売業だけなんです。もう少し子供にそのキャリア教育をする中で会社を起こしたり、あるいは仕事全般はこういうもんだとかいうような、子供たちに考えさせるような場面もあってもいいんだと思うんですが、親御さんを含めて、なかなかそういうふうな考える場というのができないんで、何かそういういいものがないかと、中3のあるべき姿というのを見据えてやっていこうというのにはわかるんですが、昔に比べるとやっぱり立志のあり方も随分変わってきているような気がするんで、もう少し掘り下げてそういうものが、昔がええとは思いませんけど、今現状の中で子供らに将来をわからせる努力というのが要るんじゃないかなと。よその学校はわかりませんが、どこの学校でも悪い子はおるんです。その悪い子が、お前もう高等学校行かれんよというようなことでは教育にならんような気がするんで、そういうことも含めた、要は子供と一体となったような取り組みが要るんじゃないかなと。今は失敗しても再生できると思いますか、そういうようなものがよくいわれているんで、そういう機会を今の中学校の中にもあるといいなと従前から思っていますので、ぜひそういう面からも15歳像というものをぜひ見つけ出してほしいと思いますのでよろしくお願いします。